

大阪府・大阪市特別区設置協議会

《第12回協議会 議事録》

■日 時：平成26年1月17日(金) 15:00～17:30

■場 所：大阪市会 特別委員会室

■出席者：浅田均会長、木下吉信副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、美延映夫委員、
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第12回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。まず、定足数でございますが、大阪府・大阪市特別区設置協議会設置規約第6条第3項により、2分の1以上、20名全員の委員がご出席いただいております、定足数に達し、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、資料の配付についてでございますが、本日は、事務局のほうから財政シミュレーションの追加資料及び国との調整状況につきまして資料の提出が、また自民及び民主・みらい及び共産から資料の提出がなされておりますので、配付させていただきます。

続きまして、報告事項、財政シミュレーション追加資料と、国との調整状況についてでございますが、まず事務局のほうから財政シミュレーションの追加資料及び国との調整状況についてご説明をお願いいたします。

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ご説明に入ります前に、まず一言私のほうからおわびを申し上げます。

本日、毎日新聞の報道で、特別区の執務スペースの関係の記事が掲載されておりましたけれども、これはあくまで担当者レベルで作業してきたもので、数字も動いておりますし、局として提出に当たって確認しているというものではございません。非常に情報管理が徹底してないということでおわびを申し上げます。今後このようなことのないようにしてまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

事務局提出資料につきましては、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料1の財政シミュレーション追加資料でございます。こちらの資料につきまし

ては、前回の法定協議会の事務局質疑におきまして、シミュレーションに用いている再編効果及び再編コストに関しまして、その内訳をご提示するように要請をいただいておりますので、それを受けまして、本日配付させていただいたものでございます。

資料の内容といたしましては、シミュレーションを行いました試案1から試案4までの試案ごとに、特別区全体、それから広域自治体、それぞれの再編効果・再編コストの内訳について、その取り組み項目の見込み額を平成27年度から平成45年度までの各年度ごとにお示ししているものでございます。

資料自体は、項目内訳を記載しているものでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております、詳しい説明はここでは省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2につきますです。

まず、資料2-1をごらんください。

国との調整状況についてご報告させていただきます。

これまでの協議会でも説明してまいりましたが、国との協議につきますは、第6回協議会で提案させていただきましたパッケージ案、これをもとにして調整を進めているところでございます。

その状況につきますは、10月30日に開催しました第8回協議会におきまして、国への回答について報告させていただいたところでございますが、その回答に対しまして、11月22日に総務省より再質問、再意見の送付がありましたので、今般、その再質問・再意見に対する回答をさせていただいたところでございますので、それをご報告させていただくものでございます。

国から送付されました再質問、再意見及びそれに対します回答につきますは、資料として2-3、1枚飛ばしていただきまして、資料2-3と番号を振っている部分でございますが、こちらのほうをごらんください。

省庁別、項目ごとに整理しております。

個々の質問・意見は、どちらも後ほどごらんいただければと思っておりますが、質問の件数といたしましては、前回ご報告させていただいた際には、1府8省で46件ございましたが、今回のものは、さらに質問等が必要なものということで、1府6省から27件の質問・意見ということになっております。

その内容につきますは、職員体制・専門性の確保ということ、それから事務処理特例条例との関係に関するものが引き続きまして多いという状況でございます。

事務の区分といたしましては、中核市、特例市権限に関しますものよりも、都道府県・指定都市権限に関する質問等が多い傾向にございます。

そういったことを踏まえまして、前回に引き続きまして、今回の事務局からの回答につきますも、職員体制・専門性の確保及び事務処理特例条例との関係、こういったことを中心に基本回答としてまとめたところでございます。

基本回答につきますは、資料2-2ということで、この資料のちょうど真ん中、戻っていただきますけど、頭から言いましたら2枚目のところに資料2-2ということで基本回答、1枚ものの裏表のものをつけております。

基本回答のうち、表のほうにございます1の職員体制・専門性の確保につきましては、大阪での特別区は中核市並みの権限に加えまして、都道府県または指定都市の権限を担うこととしております。そういうことで法改正を求めている事務は、大阪市が現在担っているもので、今その事務を現に行っている職員が特別区には配置されるということが基本となるものであることなどから、その必要な職員体制、あるいは専門性といったことは確保されるというような趣旨で回答させてもらっております。

それから、裏面のページでございますが、2の事務処理特例条例との関係についてでございますが、こちらのほうは都道府県・指定都市権限については、事務処理特例条例で対応すべきではないかといった意見をいただいている部分がございますが、それに対しまして、特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的、あるいは分権改革との関係などからは、基本的に法改正による対応が必要という趣旨で回答しております。

こうした内容で、1月10日付で国に回答のほうを送付させてもらっておりますが、今回の回答でも、さらに質問・意見がある場合は、速やかに意見をいただきたいということで国のほうには要請させていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(浅田会長)

それでは次に、会派の意見表明に移らせていただきます。

まず、本日の進め方などについてご確認させていただきませんが、前回の代表者会議におきましてご確認いただいたところでありますが、前回、大阪における大都市制度の制度設計、いわゆるパッケージ案に関する追加資料及び財政シミュレーションなどにつきまして、知事・市長及び大都市局に加えて、関係部局にもご出席をいただきまして、質疑を行ってまいりました。

前回の質疑などを受けまして、このパッケージ案、区割り試案につきまして、会派ごとに10分でご意見をいただき、その後、委員間で協議を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、各会派のご意見をいただきたいと思います。なお、毎回申し上げておりますが、発言されます場合は、インターネット配信をしております関係上、まず挙手をしていただきまして、私のほうから指名をさせていただきます。その後、マイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。着席のままでお願い申し上げます。

それでは、維新、横倉委員のほうからお願い申し上げます。

(横倉委員)

大阪維新の会の横倉でございます。

本協議会の第2ステージが大詰めを迎えまして、我が会派の意見と態度を表明いたしたいと思っております。

昨年8月9日に開催されました第6回協議会より、本協議会は第2ステージに入りましたが、そこで示されました四つの区割り案ごとの事務分担、職員体制、財産・債務、財政調整など、9項目にわたる制度設計案、いわゆるパッケージ案について、これまで6回

にわたり、計17時間にも及ぶ議論を重ねてまいりました。

そして、昨年12月6日の第10回協議会では四つの区割り案の絞り込みに活用する観点から、4案ごとの財政シミュレーションが示され、前回の第11回協議会では、この財政シミュレーションも含めた知事・市長案に対する質疑も行われました。

以上のような状況を踏まえれば、これまでの協議会において4案の優劣について、比較検討するための質・量ともに十分な資料が事務局より提示をされた上、これら資料をもとにして4案の絞り込みのための議論は本協議会において既に十分に尽くされたものと認識をしております。

次回の協議会から区議会定数や区の名称などについて協議する第3ステージに入るべきと思いますが、今後新たな大都市制度に関する、より精緻で実現可能性のある制度設計に向けて議論をさらに深めていくためにも、また平成27年4月における新たな大都市制度への移行に向けた具体的な工程表を示すためにも、さらには国との法改正に向けた協議を本格的に進めていくためにも、この第2ステージ、大詰めの段階において4案の中から一つの案に絞り込んでおくことが不可欠であるものと考えております。

では、四つの区割り案のうち、いずれの案に絞り込むべきかについてであります。我が会派といたしましては、試案第3、すなわち5区案の北区・中央区分離案がより優位性が高いと考えております。以下にその理由を述べてまいります。

まず、1区当たりの人口30万人をベースとした7区案と45万人をベースとした5区案のいずれが妥当かという点についてであります。5区案が妥当であると考えます。確かに、人口45万人よりも30万人のほうが住民により身近な基礎自治体を実現できるとの議論もあるところであります。しかし、45万人の特別区でありましても、近隣の中核市とほぼ同じ人口規模でありますし、少なくとも京都府や広島県並みの人口260万人を擁する大阪市よりははるかに住民に身近であることは疑う余地がありません。

また、適正な人口規模を決めるに際しましては、住民に身近な基礎自治体として適正な人口規模は幾らかという観点だけではなく、中核市並みの権限・財源を担うにふさわしい行財政基盤を備えた自治体として、適正な人口規模は幾らなのかという観点からも検討することが不可欠であります。

我々は、現在の巨大な大阪市体制を中核市並みの権限と財源を有する複数の基礎自治体に再編することを訴えてまいりました。このような政策理念のもと、我が会派から新たな大都市制度における特別区は、保健所の設置など、現行制度上、中核市が担っている事務に加えて、児童相談所の設置や公立小・中学校の設置運営など、中核市プラスアルファの事務分担案を第5回協議会においてお示しをいたしました。

以上のような議論を受けまして、第2ステージの冒頭で第6回協議会におきまして、知事・市長から示されたパッケージ案においては、我が会派が示したような中核市プラスアルファの事務を特別区が担うこと、このような事務配分を担うにふさわしい職員体制として、豊中市や東大阪市など、同じく大阪都市圏にあり、人口規模などが類似する近隣中核市5市の人員配置をモデルとするなどを前提に試案1から試案4、それぞれについてコスト額・効果額が示されました。

議論の結果、コスト・効果はもちろんのことながら、中核市プラスアルファの権限・財

源を担うにふさわしい行財政基盤を備えた自治体として5区案が優位であると考えております。

さらに、先般の第10回協議会で示された財政シミュレーションの結果からは、5区案の優位性がより一層明らかになりました。7区案では、大阪市の処分検討地売却など、財源対策を実施した後においても、特別区全体としては平成45年までの約20年間、累計約1,500億円の収支不足が生じます。これに対しまして、5区案では、平成28年度早々に再編効果が再編コストを上回り、大阪市の巨額の収支不足を算定に入れた上でも、平成34年以降、特別区全体での収支不足は解消する見込みであり、財源対策を実施することで、特別区移行の初年度から収支不足への対応が可能であり、平成45年までには累計1,375億円もの財源活用可能額が生まれるわけであります。

したがって、これまでの協議会で示された資料及び協議会での議論を踏まえれば、中核市並みの権限・財源を担うにふさわしい適正規模の基礎自治体として、人口45万人の5区案が妥当であることが明らかになったものと考えております。

次に、北区と中央区について、合体して集積性を高める案と分離して多角化する案のいずれが妥当であるかという点についてであります。分離案が妥当であると考えております。

北区と中央区は、これまでの大阪の歴史の中でキタ・ミナミという大阪の二大商業拠点として、それぞれ別々に発展してきた経緯があり、将来的にもうめきたの開発などを通じて、それぞれ独自の発展を遂げていくことが見込まれます。

両者を合体させて、一つの特別区とするより、別々の特別区として併存させ、両者の切磋琢磨を促すほうが、より大阪の発展につながります。

上記のとおりでありますので、我が会派といたしましては、今後の法定協議会におきましては、試案3、すなわち5区、北区・中央区分離案がより優位性が高いと考えており、かかる案に絞り込んだ上で第3ステージへと議論を進めるべきと考える次第であります。

以上をもちまして、我が会派の意見開陳を終わらせていただきます。

(浅田会長)

それでは次に、公明、明石委員のほうからお願いいたします。

(明石委員)

公明党の明石です。

私のほうから、これまでの法定協議会での議論を振り返り、公明党としての意見開陳をさせていただきますと思います。

我が会派として、経済や住民の暮らしなど、大阪の厳しい現状を踏まえ、低迷を打ち破り、大阪の成長に向けて改革を推し進めていく必要があると認識しています。昨年2月より法定協議会がスタートし、真摯に、かつ積極的に議論を重ねてまいりました。大都市という制度論が住民自治の根幹であり、住民生活に密接にかかわる重要な問題であると認識しているからであります。

基礎自治体として、住民自治のニアイズベターをどう実現させるのか、行政は停滞を許

されない、待ったなしの継続性を求められています。

現行制度との違い、新たな大都市制度のメリット・デメリットをきちんと客観的に検証して、府内市町村や住民に、より明確に、よりわかりやすく提示することが重要であると考えています。

しかし、現在の法定協議会では、特別区設置をするための協議会であるため、当たり前のことですが、大阪市解体という矮小化した議論になっています。同時に、大阪市以外の市町村を含めた大阪全体の改革という視点も重要であります。

橋下市長の都構想は大阪市だけでなく、大阪府の解体でもあると発言され、大阪府の解体の工程も示す必要があると述べられています。

現在提出されている財政シミュレーションは、パッケージ案をもとに、特別区の区割り試案4案を絞り込むために行い、かつ現時点で把握できる数値をもとに、一定の前提条件を置いた上で行った極めて粗い試算であり、今後の予算編成において変動する可能性があるため、相当の幅を持って見る必要があるとされているとおり、新たな広域自治体及び特別区の将来的イメージをつかむにはほど遠く、新たな大都市制度実現の意義を確認できるものとはなっていません。

そもそも新たな大都市制度実現の意義は、新たな広域自治体の役割として二元行政を解消し、広域機能を一元化することにより、大阪の成長を支える都市経営の担い手を果たすことであります。

また、特別区の役割として住民に身近な基礎自治体としての自治機能、つまり住民応答性の充実や区役所マネジメントの充実・強化、住民に身近な行政の実現、総合的なサービスの提供を充実させ、人々の暮らしを支える住民に身近な担い手を果たすことであります。一定の前提条件のもとでの財政シミュレーションではありますが、パッケージ案追加資料に示された数字には、かなり不確定な要素が多く含まれているので、十分確認していくことが必要不可欠であります。

パッケージ案や財政シミュレーションで示された効果額の中には、新たな大都市制度への移行に関係のない要素が相当含まれています。地下鉄民営化、一般廃棄物の焼却処理事業、市政改革プランの効果など、提案者である知事・市長は、新たな大都市制度への最も重要な意義として、二重・二元行政の解消によって、無駄な経費をなくし、成長へと一元投資すると主張されてきたと思います。制度移行によってしか実現し得ない効果額を明らかにし、移行時よりどれだけ成長戦略の投資をしていくのか、その結果、本当に大都市大阪が東京に対抗し、第二極の大都市に発展・成長するとはとても判断できません。議論が不十分であります。さらに議論を重ねる必要があると考えています。以下、何点か指摘させていただきます。

1点目に、事務分担について。

中核市並みの事務分担については、法令改正の見込みを踏まえて、現実的視点に立ち議論すべき時期に来ています。総務省等の協議を踏まえ、事務分担、地方交付税を調整財源に加えることの可否、地方交付税の財政需要額の算定基準、実質公債費負担比率、都区協議会初期コストにかかわる国の支援など、早急な整理が必要であります。

2点目に、職員体制について。

職員体制については、事務分担の影響も受けることや、制度移行後の非技能労務職員の対応、技能労務職員の転任と再任用の活用が実現可能であるか疑問であり、再編効果額についても、職員数の削減が予定どおり達成できるのか確認がありません。

3点目に、特別区の財政収支不足対策について。

移行当初から特別区の財政収支不足対策のために活用する補填財源の確保が必要であります。土地売却収入、財政調整基金、株式、特に地下鉄株の活用を想定していますが、きちっと想定した収入が得られるのか疑問であります。また、土地売却等が予定どおり進まず、補填財源が十分に確保できないときはどう対処するのか。再編後も引き続き補填財源を前提とした危うい財政制度運営を強いられることなど、特別区の財政収支不足対策について、どう対処されるのか見えません。

4点目にシステム改修やイニシャルコストについて。

システム改修や庁舎改修等のイニシャルコストの算定について、民間ビルも活用した庁舎配置になっており、現実問題として可能であるのかどうか、調査・検証が必要であります。なお、具体的な民間ビルの選定・確保、契約なども必要であり、これらの作業ができるのは住民投票以降にならざるを得ないものもあり、本当に移行できるのか疑問であります。

全てのシステムを共通利用するとした上で、外部専門家が再算定した額であります。本来、システムコストは具体的な業務内容、機器の設置箇所、処理の事務権限など決定しないと、コスト額が大きく変動する可能性があります。さらに、システム改修に2年半を要するとしていますが、半年でできるとは到底思えません。仮に、各特別区が独自の施策を展開することになると、システム改修のコストが必要不可欠であり、どう対処されるのか、先行きが見えません。

5点目に、広域自治体がいかに稼ぐか、成長戦略への投資についてであります。

広域自治体における成長戦略にかかわる施策・事業について、その総額や財源の根拠などを明確にする必要があります。今回の財政シミュレーションで示されなかった投資的経費にかかわる事業などを示す必要があります。

一つ目に、広域自治体における成長戦略にかかわる施策・事業は、その総額や財源の根拠などを明確に示し、広域の一元化でどれだけ稼ぐのか、シミュレーションが必要です。

2点目に、広域で稼いだ財源を特別区と広域にどう配分するのか決まっています。これらについても議論する必要があります。財政的な裏打ち、根拠を示さなければ市民に説明ができません。

6点目に、制度移行について。

平成27年4月の制度移行については、これまでの議論から考えて、極めて厳しいと言わざるを得ません。制度移行の可能性を含めて議論をする中で、実現可能に向けた工程表を組み上げる必要があります。その中で制度移行について決定すべきものであると考えています。

最後になりますが、新たな大都市制度への移行の是非を議論するに当たって、このような不確定要素を含んだままでは適切な判断ができるとは考えられません。曖昧なまま、とりあえず船に乗り込むということにはならない。

以上、数点にわたって述べさせていただきましたが、これで公明党の意見開陳とさせていただきます。

(浅田会長)

それでは次に、自民、花谷委員からお願いいたします。

(花谷委員)

自民党の花谷充愉でございます。

これまで法定協議会に提出されました大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）、財政シミュレーションを初めとする制度設計案につきまして意見を表明させていただきます。

資料を配付しておりますので、適時ごらんください。

初めに、法定協議会の現状についての認識を申し上げます。

大阪都構想は、大阪市を解体するような根本的な制度見直しで、その必要性やメリット・デメリットについて、府民・市民にわかりやすく丁寧に説明し、十分な理解のもとで判断していただくため、慎重で丁寧な議論が尽くされるべきであります。

大阪府・大阪市特別区設置協議会では、制度設計だけでなく、こうした、いわゆる入り口論も行うということを橋下市長が言われましたので参加してまいりました。

資料の1ページをごらんください。

これまで我が党は、広域行政の一元化・二重行政の解消は現行制度でも可能であること。都構想によって大阪の成長に投資できる財源が生まれにくいこと。新たな特別区の区長の姿勢によっては改革の効果も生まれにくいことなどを指摘し、大阪市を解体してまで大阪都と特別区にする必要はないことや、制度設計案が絵に描いた餅であることを主張してまいりました。

また、政令市のままの場合と特別区に再編した場合とで、住民サービスがどう変わるのかという比較が住民投票の際に必要な判断材料となるため、法定協議会で議論が必要だということも指摘してまいりましたが、何も示されていません。

都構想の目的であります広域行政の一元化、二重行政の解消や、大阪の成長、さらには住民自治の強化といった点については、我が党も共通の思いを持っておりますが、現在の法定協議会の状況として十分な議論が尽くされ、府民・市民に納得いく説明ができていないとは到底思えません。むしろ、法定協議会を開催すればするほど、都構想の必要性がないことが明らかになってきていると考えています。以上が我が党の法定協議会の現状認識であります。

以下、これまで指摘してきたことについて、その要点を改めて申し上げ、もはや都構想の議論が不要であることを主張してまいります。

2ページをごらんください。

まず、パッケージ案で示された制度設計案の関係で4点について申し上げます。

1点目は、事務分担についてです。

一部事務組合が担う事務として、国民健康保険、介護保険、システム管理、福祉施設や

市民利用施設の管理、斎場・霊園、廃棄物処理、水道事業など、相当数の事務が挙げられています。全ての特別区による一部事務組合の設置は、大阪市の本庁機能を残すことにほかなりません。一部事務組合は構成自治体から独立した存在であり、管理者も議員も選挙で直接住民から選ばれるわけではありませんので、今の本庁機能をさらに市民から遠いものにする制度設計案であると言えます。知事・市長が掲げておられたニアイズベターの考えから離れていくものです。

また、住民サービスについて、大阪市を解体することで、現在のワンストップサービスや高度なサービスが低下するものと考えています。そうでないというのであれば、政令市のままの場合と、特別区を設置した場合とで、住民サービスがどう変わるのかという比較を示すべきではありますが、何も示されていません。

3 ページをごらんください。

2 点目は職員体制についてです。

後ほど試算したシミュレーションを説明しますが、5 区案よりも大阪市域を分割しない 1 区案のほうが一層スリムな職員体制を実現することが可能です。特別区に再編することこそ、人の無駄になるのではないのでしょうか。

4 ページをごらんください。

3 点目は、都区協議会についてです。

都区協議会では、事務分担、調整財源の配分、偶発債務への対応、人事交流、大都市戦略・政策の共有などを協議することが想定されています。これらの問題について、5 区または 7 区の特別区と広域自治体、合わせて六から八つの自治体が協議することになりますが、協議が調わない場合の具体的な合意形成の仕組みは示されていません。知事・市長は、府と市、二つの組織があることで物事を進めるのに時間がかかると主張されておられますが、複数の特別区ができることによって、現在の府と市の関係以上に物事を進める上で時間の無駄になるのではないのでしょうか。

5 ページ目をごらんください。

4 点目は、再編コストです。

人の無駄、時間の無駄になる特別区への再編を行うために、庁舎の確保、システムの改修、区議会設置に伴う議員の増加など、再編コストが必要になります。特別区に再編することこそ、お金の無駄になるのではないのでしょうか。

6 ページをごらんください。

次に財政シミュレーションの関係で、2 点について申し上げます。

1 点目は、大阪都と特別区の財源についてです。

大阪都と特別区になっても、当面、8 年もの間、大阪の成長のため、投資に回せる財政的余力は生まれないこと。仮に、投資に回せば、特別区が赤字になることがわかりました。つまり、広域自治体では、投資に回せる財源が生まれませんし、特別区では広域自治体からの財源移転がなければ赤字になる、ぎりぎりの財政運営を余儀なくされるということであり、知事・市長が掲げておられた強い広域自治体や優しい基礎自治体の実現にはほど遠いことが明らかになりました。

また、財源となる効果額については、特別区長、区議会を縛ることはできないとの事務

局説明もあったように、特別区の区長が民営化によるアウトソーシングなどの改革を進めなければ生まれてこないということもわかりました。つまり、都構想によって再編に伴う新たなコストは必ず発生する一方、効果は特別区長のマネジメントに依存した、発現の保証のない、実現の乏しいものであり、まさに絵に描いた餅であることが明らかになりました。

7ページをごらんください。

2点目は区割り案についてです。

我が党が試算した1区案のシミュレーションも提出していますので、区割り案に関する意見を申し上げる前に説明をさせていただきます。

試算の前提条件についてですが、A B項目・市政改革の効果について、現状の賛否にかかわらず盛り込むなど、基本的に大都市局と同じ前提としています。異なる部分としては、特別区における再編コストについて、システム改修など、一定必要と想定されますが、算定できないため、ゼロとしている点。また、職員削減効果について、5区案（試案3）以上の効果が見込めることから、削減による外部委託コストの縮減効果を盛り込んだ点があります。

このほか、将来は、資料をごらんください。

8ページから9ページをごらんください。

シミュレーション結果について、三つのポイントを説明します。

一つ目は、特別区全体が黒字になる時期が5区案より2年早まるということです。平成34年度から32年度に早まります。

二つ目は、財源活用可能額の累計額が平成45年度時点で5区案の約2倍となることです。1,375億円が2,382億円となります。

三つ目は、財政調整基金の取り崩し額が5区案の10分の1で済むということです。390億円取り崩すところが、39億円で済みます。

これらの結果から我が党は、大阪市を解体する財政的メリットはなく、また特別区設置は再編コストを要する分、お金の無駄であると考えています。

7ページにお戻りいただいて、区割り案に関する意見を申し上げます。

橋下市長は、財政シミュレーションをもとに7区案よりも5区案がよいと主張されました。知事・市長が掲げておられたニアイズベターの人口30万程度という理想も自己否定されたことになるのではないのでしょうか。ニアイズベターよりも、効率性の観点を重視し、5区案を選択するという趣旨だとするならば、1区案のほうが再編コストがほとんどかからず、職員体制も一層スリムになることが可能であることから、さらに効率的であると言えます。

大阪市の解体は、効率性を下げるものであり、財政的メリットはなく、我が党の主張が正しいことが明らかになったということを改めて指摘しておきます。

最後に、10ページをごらんください。

大都市制度に関する我が党の基本的な考え方について、改めて申し上げます。

将来の道州制への移行を考えますと、消滅するかもしれない大阪都と、大阪市を解体して中枢性を持たない普通の特別区をつくることに疑問を持っています。

知事・市長は、都構想が必要な理由として、類似施設や開発プロジェクトなど、府と市の二重投資の問題を挙げておられますが、二重行政の解消は、都構想にしなくても可能であることがこれまでの法定協議会の質疑でも明らかになっています。むしろ、都区協議会で協議する自治体の数が増えることで、物事を進める上で、今よりも時間がかかるようになるのではないのでしょうか。

また、都構想では、大阪の成長のための投資余力が生まれないこと、府市再編の効果は特別区の区長のマネジメントに依存するため、発現の保証がないことなども明らかになってきています。このように、都構想の必要性は既にその根拠を失っています。

我が党は、大阪都構想のように、大阪市を解体する根本的な制度見直しを拙速に進めるのではなく、府と市で大阪広域戦略協議会を設置し、戦略の統一、政策協議を十分図ることで広域行政の一元化・二重行政の解消を進めていくべきだと考えます。

あわせて、大阪市において区役所への権限移譲や、ニューヨーク市型の区長の公選制、もしくは準公選制など、徹底した都市内分権を進めることで、住民自治の強化を図るべきだと考えます。

このように、府市再編ではなく、府市連携で改革を進めながら、現在、制度改革、制度論に費やしている膨大な時間と労力を景気対策に振り向け、大阪の再生を加速させるほうが大阪にとって望ましいと考えています。

以上、我が党の見解を申し上げましたが、法定協議会で議論を重ねれば重ねるほど、都構想の必要性がないことが明らかになっているということ。また、我が党の主張している改革のほうが現実的であり、行政サービスを低下させずに改革ができる合理的なものであるということを改めて申し上げ、我が党の意見開陳といたします。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、長尾委員からお願いいたします。

(長尾委員)

それでは、私のほうから、民主党・無所属ネット大阪府議会議員団、OSAKAみらい大阪市議会議員団を代表いたしまして、パッケージ案に対する考え方並びに都構想についての、これまでの主張もあわせて、再度表明をさせていただきたいというふうに思います。

資料4を配付をしておりますので、ごらんいただけたらと思います。

まず、新たな大都市制度に係る基本認識（我々の主張）を申し上げます。

大阪市の解体・廃止はしない。すべきでない。従いまして、5区案、7区案のいずれにも反対であるということをもまず申し上げたいというふうに思います。

なぜ、反対をしているのか、これまでのパッケージ案の議論の中で、特別区は地域のまちづくり程度しか許されない自治体となる。財政調整に頼る、あるいは独自の財源のない不完全な自治体であるということでもあります。

それよりは、現在の二つの強力なエンジン、その一つがなくなるということによって、大阪の活力がそがれていくということが反対の理由であります。

さらに、3点目に、課題解決の手法が粗っぽ過ぎるということでもあります。

昨日の大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも、我が会派の松崎委員が主張いたしましたように、大阪市には分区・合区を経てきた歴史があり、また近接区がそれぞれ区域を越えて生活圏などを形成をしてきた経過がございます。これらの歴史的な生活実態が区割り案には反映がされていない。もちろん住民の意見も反映されていないということでもあります。

さらに、二重行政をなくすという言葉は、聞こえはいいですけれども、本当に悪い二重行政、よい二重行政、区別して考えなければならないのではないかとすることを主張をさせていただきます。

さらに、パッケージ案の経済効果・効果額は信用できない。ほとんどは行財政改革、スリム化によるものであり、いわゆる都構想による効果ではありません。

さらに、財政シミュレーションは、現状を正しく反映していない。

それから、巨大な一部事務組合はバーチャル政令市であるという点については、後で詳しく述べさせていただきます。

以上、基本的な認識を述べました上で、前回出されておりますシミュレーション及びパッケージ案の修正、あるいはこれまでの議論を踏まえまして、3点について申し上げたいと思います。

1点目、シミュレーションについて作られた収支均衡と黒字化であるという点であります。

財政シミュレーションによりますと、あるいは維新の会のご主張によれば、5区への分割案のほうが7区への分割案よりも財政的に有利となっているということでもあります。しかし、このことは、改めてシミュレーションするまでもなく、5区案のほうが7区案より優位であるということは最初から明らかであります。

我々は、職員体制について不十分であると思っておりますが、パッケージ案においても事務職員の不足が計算されております。そして、シミュレーションでも収支好転の大きな要因は人件費の多い・少ないということが大きな決め手となっております。

5区案の財政シミュレーションによりますと、制度移行8年目の平成34年度に収支不足が解消して黒字に転じ、その後も黒字が継続するとなっておりますが、この要因は土地売却益や地方債の活用、新たな広域自治体からの財政措置、さらにはこれまで年度ごとの予算編成の際には取り崩すことのなかった財政調整基金まで取り崩して特別区へ貸し付けするという一方で、収支均衡をつくり出している、黒字化するように数字を操作したということが正確なところであるというふうに思っております。

しかも、先ほど述べましたように、その基礎データは、府市統合とは直接関係のない項目、しかも現在なお不確定な地下鉄民営化やごみ収集の民営化などによる経費削減、市政改革絡みの節約効果、再編移行後の特別区による職員削減など、極めて不確実な要素を多分に含むリストラ効果の予定額が再編効果として盛り込まれております。

また、土地売却益の過大見積もりについても、前回の協議会でも指摘されているところであります。要するに、シミュレーションに使った基礎データそのものが不確定・不確実であります。さらに、その前提条件の重要な変更ということで、当初、所在地の特別区が継承するとしていた遊休地などの普通財産について、大部分を特別区共同で管理・活用し、

その売却益を各特別区で人口割で配分すると変更がされております。そうしなければ予算を組めない特別区が出現するということを意味しておりますけれども、そこまでして分割移行しても、財産を売却してしまえば、数年で資産は枯渇をして、早晩、ほとんどの特別区が財政的に行き詰まることになるというふうに思っております。

2点目に情報システムの管理をめぐる問題であります。

情報システム更新経費の再計算では、結果として、当初の住民情報系7システムに加えて、その他140システムについても特別区の共通利用ということで一部事務組合がその管理主体となるという大きな変更が加えられております。

これは、7ページに記載をしております当初の制度設計案のいう3点からも重要な変更であります。その結果、大阪市で維持・管理するほぼ全ての情報システムが一部事務組合に移管され、管理されることとなります。

また、示された情報システムの更新経費の再試算では、特にその他140システムの更新経費について、同じ共通利用と仮定したケースで、イニシャルコスト、ランニングコストともに当初案より数十億円という誤差の範囲を超えた大幅なダウンとなっております。

当初の制度設計の計算がずさんであったのか、再試算が無理やり行われているのか、真相はわかりませんが、大変不可解であります。

加えて、前回も指摘しましたように、マイナンバー制度構築に向けて、システムエンジニアが全国的に不足し、改修・構築費用も高止まるなど、多くの問題点もいわれております。それと、重なる、大阪のもし移行事務ということになれば、さらなる混乱が生じることになるのではないかと危惧をいたしております。

3点目に、実態がさらに大阪市に近づく一部事務組合の問題であります。

先ほども言いましたように、普通財産についても、特別区共同で管理・活用すると変更されたことによって、その事務も一部事務組合が担うとしております。情報系システムについても、管理主体も変更がされました。その結果、当初示されました国民健康保険、介護保険などの事業部門、7システムの管理部門、施設管理部門に加えまして、普通財産を共同管理・活用する部門、その他の140の情報システムを共同管理・処理する部門も加わることとなります。こういう相互に関連のない多種多様な事務を担う一部事務組合は、東京を初め、全国的にも類例がなく、実態はさらに大阪市に近づくことになっています。

大阪市を解体し、特別区へ分割しようとしても、結局のところ、特別区の共通事務を共同処理する巨大な一部事務組合が必要だということは余りにもこの制度設計案のご都合主義を示しているとともに、大阪市の全体のスケールでの行政運用・展開が必要であるということを示しているというふうに言えます。

以上、パッケージ案について申し上げます。この間の議論の中で、法定協議会の目的は協定書の作成であり、特別区設置、都構想の是非ではないというご意見もございましたけれども、パッケージ案などで示された特別区の姿や、これまでの協議経過を振り返ると、この法定協議会の現実的な論点・争点は、新たな大都市制度の是非ではなく、その実現可能性、パッケージ案の実現可能性が問われていると言えます。

特別区設置案、すなわちパッケージ案の実現困難性が明らかになっている以上、協定書の作成を見送ることも法定協議会の任務になるというふうに私どもは考えております。

従いまして、まして現段階での区割り案の絞り込みはできない、するべきではないということを手張いたしまして、終わらせていただきます。

(浅田会長)

では最後に、共産、山中委員からお願いいたします。

(山中委員)

そうしましたら、日本共産党から、これまでの議論を通じて見解を述べさせていただきます。

資料5ということで、きょう発言させていただきます中身の骨子を添えさせていただきます。

まず、都構想の前提である二重行政をなくして、4,000億円を生み出すというスローガンが、これがもう絵空事であることがはっきりしました。

第9回の協議会でも、府市再編による効果は、我が党の計算では、わずか9億4,000万円にすぎないと申し上げました。9回で詳しく申しましたので、繰り返しません、生み出されるのは9億4,000万ということになります。

次に、そうであるにもかかわらず、逆に特別区に分割することに伴う初期コスト、そしてランニングコストが膨大なものとなって、7区案では財源対策として、土地売却や基金などから1,406億円を投入しても、平成43年度までで1,515億円もの累積赤字が積み上がる、そういう始末で、全く成り立たないものだと言わなければなりません。それなら、5区案ならいいのかということになってはいけませんので、申し上げておきますと、第1に、5区案では、人口が50万人、60万人規模となるわけですし、都構想の出発点のときから、基礎自治体の最適規模は30万人だと決めつけてこられたことと大きく矛盾すると思います。

また、財政シミュレーションで、5区案なら7区案よりは早い段階で収支不足が解消するとしておられますけれども、どっちにしても再編コストは必要となる。これは、もし必要でなければ、不要であれば、市政改革プランなどに基づいて、市民サービスをカットする必要はないわけです。しかも、特別区庁舎は民間ビルに間借りするとされていますけれども、5区案であれ、7区案であれ、特別区によっては、どうやっても必要な民間ビルが存在しないことがはっきりしていて、はなから成り立たない、砂上の楼閣のような話です。

これまでの議論の中では、これはコストの試算をただけなんだというふうにおっしゃるばかりですけれども、ない、できないとわかっていることを前提にした議論にどういう意味があるのかと思うわけです。

次に、これも5区案、7区案ともにですけれども、特別区の歳入の格差、アンバランスも、これもどうにもならないものだと思います。財政調整によって、一定是正されますけれども、逆に税収の高い特別区は財政調整された結果、試算1では65%もの歳入が移転をしてしまって、35%にまで落ち込む、試算3でも37%が移転して、63%にまで落ち込むということになります。これで、それぞれが独立・自立した地方自治体と言えるのかと思いますし、住民の理解を得ることはできないのではないかと考えます。

その上、財産・債務の継承についてですけれども、これがどうやっても合理的にできないだろうということも大きな問題だと思います。普通財産は、所在する特別区に帰属するというふうにされていたものが、極端なアンバランスをどうすることもできないということで、結局、追加のパッケージ案では、売却可能財産を共同活用とせざるを得ないというところにも、この財産・債務の承継の困難さがあらわれていると思います。

この点では、公債費残高を特別区ごとに特定できないということも大きな問題だと思います。とりわけ、特別区に帰属をするとされた市営住宅は、戸数自体のアンバランスもさることながら、公債費償還をどうしていくのか、広域が一括償還するとのことですが、その財源は全額特別区に入る住宅使用料なわけです。2012年度、住宅使用料から管理費、公債費を引いて43億円の剰余となっていますが、これは建て替え等の事業のために留保されるべきものです。ところが、住宅ごと、あるいは特別区ごとに公債費が、借金が特定できないわけで、新しい住宅、古い住宅、今すぐ建て替えが必要な住宅、そういった実態に見合った形で特別区に剰余額が残らなければ、必要な建て替えができずに、住宅の廃止や家賃値上げにつながりかねません。

さらに、阿倍野再開発などのように、事業や財産は当該の特別区のものになるにもかかわらず、債務は特別区全体で償還するというように、財産と債務が合致しないということもあります。つまり、大阪市が一体でつくってきた財産や債務を合理的に分割をして承継するのは無理ではないかということです。

次に、事業の仕分けについてですが、これも非常に困難だと思います。

国民健康保険、介護保険を初め、広域にはそぐわない、さりとて、特別区ごとに分割できない事業は何でもかんでも一部事務組合ということになっています。そうせざるを得ないのかなとは思いますがけれども、100近い事務が一部事務組合などのような水平連携でやる、これであれば、一体何のための大阪市分割かということになります。さらに、一つの一部事務組合で約80もの事業を担うということにされており、そんな巨大で種々雑多な事務を詰め込んだ一部事務組合では、住民の意見の反映は難しく、ニアイズベターどころか、住民から遠ざかるのではないかと思います。

しかも、駐車場事業や阿倍野再開発、市営住宅の事業などは、先ほども申しましたように、事業そのものは、あるいは財産は特別区の仕事とされたものの、公債費償還は広域となるため、特定財源の充当や不足分の各特別区への割り当て等、複雑な事務を要することになり、公平・公正が担保されるかは甚だ疑問です。

また、広域はそれらの公債費償還を担う関係上、本来の府の行政と大阪市から引き継いだ公債費償還や、財政の管理、つまり幾つものお財布をずっと管理していかなくてはならないわけで、正常なあり方ではないと思います。

かたや、特別区にしてみたら、事業はやっていくんだけれども、お財布は広域が握っているというような状況で、中核市並みどころか、半人前、いや、それどころか、もう子供のお使いみたいなことになりかねないと思います。

最後に、何よりも126もの法律を変える必要があるということですが、膨大な立法作業を要する上に、現在の都区制度と余りにも違うものができることを国が果たしてよしとするのかどうかという問題もあり、この法律改定の先行きは不透明過ぎると思います。

以上、申し上げてきましたように、大阪市を解体し、特別区に分割することは、その大義、二重行政の無駄を削るとか、ニアイズベターとかいう大義が崩れた上に、コスト増による市民サービスカットなど、市民にとって百害あって一利なしだということがはっきりしてきたと思います。さらに、財産・債務の承継等、技術的にも事実上不可能と思われることも多く、区割りの絞り込み以前の問題だということを申し上げて発言を終わらせていただきます。

(浅田会長)

それでは、各会派からご意見をいただきまして、それに基づく委員会の協議に入らせていただきたいと思いますが、この際、私のほうから、改めてもう一回、発言をお許しいただきたいと思います。

何回も申し上げておりますが、この協議会の目的は協定書を作成することであります。これは、大阪府議会という機関、あるいは大阪府という団体意思であります。大阪市議会あるいは大阪市という団体が決定した団体意思であります。それが協定書を作成することであります。そのために、それぞれの委員の皆さんは、誠実に行動しなければならないと、6条6項、そういう規定があります。だから、協定書をつくれというのは意見ではないんです。長尾先生がおっしゃるように、意見ではないんです。私たちに求められているマンドート、委託事項です。だから、そういう前提を大きく逸脱するような発言はお避けいただきたいと思います。個別の四つの案に絞り込むことに対して、そこにさかのぼって意見がある、そういう意見は、何点か聞かせていただいております。そういうのは認められると思いますが、それ以外の、初めから全否定の議論展開というのは、法令遵守義務違反と言ってさえいいと思います。

それでは、協議会、今までのご意見を受けて、4案に絞り込むための議論を進めているわけでありますので、そういう点に留意されて、委員間で協議をお願い申し上げます。

花谷委員。

(花谷委員)

今回の財政シミュレーションについて、ちょっと1点お尋ねしたいんですけど、我々、大阪の成長、大阪を元気にする、その思いは一緒なんです。そういう意味で、広域が担う、大阪を元気にするんだという、そういう思いの中で出てきた財政シミュレーションが、全然広域で新たな投資をできる種銭がないシミュレーションになってるんですね。約10年間、新たな投資はしませんと、こういうふうに宣言しているようなシミュレーションに感じられるんですけども、これについては、このシミュレーションをお作りになった方としては、どのようにお考えなんでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは、改革で生まれるお金ですね、それだけが投資の財源ではないです。大阪府には大阪府の予算があるわけですから、もちろんその改革に出されたお金を新規の投資に充てるというのも一つの重要な投資ですけれども、一番重要なことは意思決定の最適化ですから、大阪府庁という、僕が言うところの新しい大阪都庁は広域行政一元化によって、大阪府庁の予算を大阪全体に、今までのように大阪市内、大阪市域外という、そういう区域分断的な考え方で、大阪府庁の予算を組むのではなくて、大阪市域内も含めて大阪府庁の予算をきちっと投資に充てる分は充ててもらったらいということですよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ということは、1人の指揮官、常々おっしゃってますよね。今、まあほとんど1人の指揮官になってるように、我々は思います。常々、知事・市長は同じ政党の我々やからできることだとおっしゃってるわけですから、まあ、はたから見たら、もう既に1人の指揮官ですよ。新たな種銭がなくても、大阪の成長をできるんだと、今おっしゃってるわけですから、お二人が当選されてから、もう2年たつわけで、何か、着手されたんでしょうか。できるんでしょう。種銭なくても、意思決定が早くて、1人の指揮官であれば、できるとおっしゃっていた。ついこの間までは、府議会の過半数を占めておられた、やろうと思えば、何だって広域行政でできたと思うんですけども、この間、何かされたんですか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

これまた、会長のほうから、法定協として、これをまとめるという話としては違うだろうと、今、ちょっと質問受けたんで言いますけど、この間、府市統合本部でさまざま、二重になっているところ、本部としての方向性は出してきました。ところが、それぞれ大阪府議会、市議会、府議会はついこの間まで過半数ありましたから、もちろん府議会においては、ほぼ維新の会だけではなくて、公明党さんの、議案についてはほとんどがご賛同をいただきながら進めてきました。だから、統合本部としての、今やらなければならない広域の一元化のプラン、案はお示しをしています。ところが、やはり市議会における議会の議決では、府議会とは違うわけで、進んでこない。

やったこと、これがどうなのと、大阪の発展につながってるのかと、これ一番わかりやすいのは、今もやっていますけれども、観光局が主体となった観光行政です。大阪城を利用しながら観光客を呼び込んでくる。これも夏にはオートバイのいろいろと、モトクロスの会がありましたけれども、この件についても、実はああいう大会をやりたいというのは、もう僕と橋下市長以前からもオファーは大阪には来ておりました。ところが、大阪府、大

阪市、それぞれがばらばらに意思決定をするものですから、あのビッグ大会、全く実現できなかった。ところが、就任をして、もうすぐに、そういう大会は実施されてますし、あのこと一つでも、当日の来客者数だけでも2万人、そして世界に対してどれだけ大阪の名前が売れたか、これはもう、これをお金でどうはかるということになると、数十億、数百億規模の経済効果が出ていると。今も大阪城でやっている3Dマッピングの、この経済効果、これはもう非常に大きなものだ、こう思います。

だから、今実際にできてること、これは、人のつながりによってできておまして、これが一つの役所でやれることになれば、行政側は一本で、すぐに皆さん方にお示しをし、議会の同意さえすれば、一つでやれる、時間の短縮が十分できてくると、こういうことです。実際、今まで府と市がばらばらであったから、できなかった事業が今はできているということなんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

知事、ありがとうございます。

つまり、できてるということです。都構想にしなくてもできてるということを今おっしゃったわけでね、種銭ができなくてもできると言っておられるわけです。

ただ一つ、間違ってるのは、維新と公明さんだけで前に進めてきたわけではないということです。私たち自民党も、民主党さんも、多分共産党さんも、大阪が元気になるような、そういう案については、府議会では賛成をして前に進めてきてるということです。

結果的に、財政シミュレーションで、種銭はできないよりはあったほうがいいはずですよ。だから、そういう財政シミュレーションで、種銭をつくらないということについて、非常に疑問を持っています。ただ、種銭なくても、今、1人の指揮官になって、大阪を元気にすることができたんだということは、知事がおっしゃってますので、この財政シミュレーションで種銭をもっともっと作る方法を考えて、大阪を元気に、大阪市を潰さずに元気にできる方法はいっぱいあるんじゃないかなと思っております。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

僕は花谷委員がそこまで言うんなら、こういうことは言いたくありませんでしたけどね、本当に、この資料をそのまま出してきて、本当にそんなことを言うなど。これもうびっくりしましたよ、この自民党の資料。1案の、1区案シミュレーションですか、この1区案にすれば、我々の5区案よりも財政効果が出ると。ところが、第1の前提条件に現状のA B項目、市政改革については、現状の賛否は知らんと、かかわらずと、現状の賛否をする立場にあるのが、議会の議員じゃないですか。何度も賛否を決めてほしいということと言

ってきてるわけですよ。その賛否をしない態度で、政治家としてあり得るのか。ここはもう本当に、それをよくそのままこの文章を出してくるなど。表紙のところでも二重行政の解消、知事・市長と同じ思い、同じ思いなら、そのA B項目についての賛否ぐらいはしっかりと示してください。どれだけ議論やってきたんですか。それを示すことなく、我々の案を横滑りさせて、5区案をそのまま1区案に、足し算だけして、これだけ効果が出ると、おかしいじゃないですか。政治家の役割というのは何なんですか。そこを一度、ほんとよく見詰め直してもらいたい。自分の胸に手を当ててもらいたい、こう思いますね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

1区案を出させていただいた趣旨は、比較対象するためと、あと、あわせて再編することがいかに無駄かということを示すためにあえて出したにすぎません。ですから、前提条件をあえて合わせたというふうにご理解をいただけたらというふうに思っております。

それと、発言の機会をいただいたので、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、維新の会さんのほうから絞り込むという話があり、全体の意見開陳があった後に、会長から絞り込みという話もありましたけども、改めて、この協議会の、1回目の資料を見させていただきますと、第2ステージが終わって、第3ステージ終わってから区割り案を絞り込みというふうに書かれてあるんです。確かに、タイムスケジュール的にはちょっと遅れておりますので、まだ第3ステージには入っておりませんが、一番初めに我々が確認をさせていただいた工程案によりますと、第3ステージが終わった後での区割り案の絞り込みだというふうに思っております。

あわせて言うなれば、今出てきてる四つの案というものは試案です。そもそも我々の理解としては、四つの試案が出てくる中で、オリジナルも含めて、どういった案が考えられるのかということを検討していこうということで、四つの案でなく、四つのたたき台のたたき台の試案が出てきたというふうに理解しておりますので、これのどれがいいとか、そういう議論の前に、本当に現実可能性とか、効果を出すためにはどういう状況がいいのかということをお場で議論するべきだというふうに思っています。

そういった過程の中で財政シミュレーションが出てきたわけですが、財政シミュレーションは、何もこの四つの試案を比較検討するためのものだけではないというふうに思っております。すなわち、どういうことかといいますと、非常に再編コストのかかる平成27年、28年、29年、このあたりにおいて、本当に各特別区が独自で予算を組めるのかどうかという点について、我々は疑問を感じ、大都市局にシミュレーションしてほしいという話をしました。もちろん、10年後、20年後どうなるのかという話もしましたが、やはり再編当初にかなり、今の大阪市、ただでさえ補填財源を活用しなければ予算が組めない中で、各特別区が土地売却も含めて、非常に普通財産が偏在している中で、そういった状況で予算が組めるのかということを示していただきたかったんです。ところが、出てきた財政シミュレーションは、補填財源を大いに活用するというふうな内

容になってます。かつ、公明党さんが指摘されたように、その土地売却においても、本当に売却できるかわからないようなシミュレーションを出されておりますので、こういった点については精査をしていただかないと、そもそも5区であろうと、7区であろうと、予算が組めるかどうかもわからない現状には変わりがないというふうに思っておりますので、その点は指摘をさせていただきたいと思います。

最後に、議論の場ですので、1点だけ確認をさせていただきたいのが、維新の会の皆さんが、きょう試案3でというような話がありました。しかしながら、私どもも含めてでございますけども、当初から、30万人とおっしゃったことと乖離するのではないのでしょうか。この点については、橋下市長と、松井知事以外の維新の会の方からぜひともお聞かせをいただきたい。先ほど、横倉先生は、30万か45万と言いましたけども、30万か45万、7区、5区というのは、これはあくまでも平成45年の推計人口の話ですよ。今現在は50万から60万です。維新の会の方々は、特別区に再編して、各特別区が人口少なくなることを想定して、この特別区を実施されようとしてるんですか。むしろ、本来であれば、特別区にして発展させるというんだったら、人口増えることを想定するのが当たり前じゃないですか。その点について、適正規模は僕はあるとは思ってませんけども、あるとおっしゃる、30万だとおっしゃっていた維新の会の皆様方に試案3に絞り込む理由を改めてお聞かせください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

先ほどの花谷委員に対して。

広域行政の一元化が必要だと、ある程度、二重にならないことが必要だということの理解は一緒だと思うんですね。それを、だから制度をいじらなくても、今のような状態でもできてるじゃないかと。確かに、できてることたくさんあります。実際に、うめきたというものも、これまでなかなか進まなかったのが、これはまだ府議会の皆さんの了承は得ていませんけれども、それでも、府と市で一緒になってやっとうと、予算、財源についても、これまでのように大阪市内のことは大阪市の財布ということをやらずに、一緒にやっとうとということによって動き始めました。

淀川左岸線の延伸部についても、これは府の時代から大阪市にずっと求め続けてきたこと。それでも、通過道路ということで、大阪市、手続進めませんでしたけども、今、環境評価のアセスに入っています。だから、やろうと思ったら、動いてることはあるんですね。でも、僕が言いたいのは、確かに、今こうやっていますけれども、じゃあ、本当に大阪府と大阪市の体制でできる、できると言うんだったら、何で僕らの前にできなかったんですかね。だから、本当に大阪府と大阪市のままで、うめきたの問題でも、淀川左岸線の延伸部も、そのほか、今、観光政策のこと、それから細かなことを言えば、イルミネーションイベントのことにしても、何にしても、今できてることはたくさんあります。これも何も維新だけの力じゃなくて、自民党の皆さんのご協力も得て進めていることもありますけれど

も、ただ、そういう、もしロジックで、論理でいくのであれば、これまでもずっとできていたはずなんです。でも、できなかった。

一つは、指揮官が一本化、司令塔が一本化すればいいというふうに言いましたけれども、その指揮官、司令官というのは、誰も知事・市長の1人というわけではありません。知事と市長が仕事をするのに、もう巨大な大阪府庁、大阪市役所という組織を、補助組織として、ある意味、僕らがやってることというのは日常の行政実務のうちの、量的に言えば1%あるかどうかですよ。99%ぐらいの量の行政実務は知事・市長のもとの補助組織である府庁や市役所が毎日毎日頑張ってやってくれてるわけですね。ですから、指揮官の一本化というのは、知事・市長の一本化だけじゃなくて、組織の一本化でもあるということも認識していただきたいんです。これは、やはり行政の組織のトップマネジメントをすればわかりますけれども、やっぱり議員さんの仕事と僕らの仕事は違いますから、指揮官の一本化というのは、そういう意味で補助組織をね、知事と市長のもとにある補助組織を一本化するということであるということにこだわりがある。だから、そういうところでちょっと認識の違いがあるのかもわかりません。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

だから、我々はね、これまでにない大阪広域戦略協議会というのをこの前の統一地方選挙で公約にして戦ったんですよ。そういう制度がなかったんです。知事と市長、そこに府議会議員と市議会議員、それが入って一つの方向性、戦略を考えて、統一してね、例えば国に予算要望するのにしても、一緒にやればいい、そこで決めればスムーズにそれぞれ議会に戻って、スピード感を持ってできるじゃないかと。これを任意の場でするんじゃないかと、条例できちとした裏づけを持って、協議をする場をつくったらいんじゃないかといって、選挙をやったわけです。

それに近い形のことを今していただいている、補助機関の統一、これも現行制度でできるじゃないですか。だから、我々もその協議をする、政策協議をする、戦略を一つにするための協議の場をきちんと担保のある場をつくれば、きちんとできるんじゃないですか。今は任意でやっておられますよ、知事と市長は。それを条例化してきちっとやれば、制度を変えなくてもできるし、国と一緒にになって要望もできるし、スピード感はすごくありますよと。明日からでもできるはずですよとずっと言ってきました。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

ですから、その連携協議という機関と、僕が言ってるところの新しい広域行政体、大阪都をつくるということの決定的な違いは、決定者を誰にするかということです。だから、

連携協議というのであれば、そこから自民党さんは、じゃあ、その具体の中身を言われませんかけれどもね、じゃあ、誰が決定権者になるんですかね。じゃあ、最後は知事決定でいいんでしょうかね。そしたら、これは大阪市としては、それは呑めないと思いますよ。大阪府議会、市議会のメンバーが入ってきたときに、議論が割れて、じゃあ、どうしますかといったときに、府議・市議で、それを母数として多数決をやるんでしょうか。それも多分うまくいかないと思います。

だから、連携協議というのは重要だと思うんですけどもね、それだけでは解決できなかったことが山ほどあって、今なぜうまくいっているかということ、それは僕と知事の間でもう、ここで決定しちゃうからなんですね。もうそれぞれの役所の言い分がいろいろぶつかったとしても、こうやろう、ああやろうと決定するわけですよ、これができなかったんですよ、今まで。大阪府知事、大阪市長が話をして、合意ができたなら合意でいいんですけど、合意ができないことに関しては、決定権、誰が持つんだということになって、進まなかった。だから、補助組織の一本化というのは、ラインで、もう役所の、もう何万というこの職員が、二つのラインで存在するんじゃなくて、ラインを一本化しよう。だから、係長や課長や課長代理、それぞれが決定権者が1人になって、それぞれで決定していくと、そのもう決定的な違いがありますのでね、連携協議でできるのであれば、それは今までだって幾らでもできたと思います。でも、やっぱり今まで話し合いは幾らでもしてたんですから、府と市で。でも、できなかったことが山ほどある。だから、補助組織を一本化しよう、広域行政については、補助組織を役所というものを一本化しようということなんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

そこなんです。都区協議会、今、先ほど私たちが指摘したように、府と市でも大変だったと今おっしゃる。都区協議会は、その構成組織が6から8になるんですよ。これはすごいことです。それだったら、今の状態のほうがずっと、二つがいい。今は任意でやっておられて、知事・市長で方針をお決めになって、それから条例案なり、議案なり、予算を決めて、それぞれの議会へ働きかけをしているでしょう。我々は、そこに議員が広域戦略協議会に議員が入っておれば、そこで民意もきちんと反映できます。それぞれの党、自民党、公明党、民主党さん、それぞれの民意も反映し、意思決定から、その場で意思決定をしてから、実施するまでの時間は非常に短いですよ。だから、スピードというのは、トータルのスピードですから、発案からでき上がりまでを見るのか、市長がおっしゃっているのは、このどこのスパンなのか、これきちんと最後のトータルでしたら、我々の提案のほうが早いと思いますよ、都構想の議論するより。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

都区協議会とね、大阪府と大阪市の関係を、これは大きな誤解があるのは、仕事の役割分担がきちんとできてないじゃないですか。だから、広域行政の仕事と基礎自治体の仕事を役割分担をした上で、基礎自治体の仕事と、広域行政が協議をする話は、広域行政の同じ仕事の中で府と市が協議をするというのは、これは全然違います。だから、同じ仕事で何も府と市が協議なんかする必要なくて、きちっと広域行政は広域行政をやる役所が、それは議会と役所がしっかり意思決定すればいいわけで、今のように、広域行政でぶつかり合うような協議というものは、やめましょうということです。だから、都区協議会というのは、広域行政と基礎自治体という仕事の役割分担をしっかりと、仕事の役割が違う中での協議ですから、それは。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

条例で決定できればやれるじゃないかという話ですけど、これはもう地方自治法で独立した自治体は、これがそれぞれ認められている限り、その首長の意思決定を法令で、その独立した自治体の意思決定は、そこで選挙で選ばれた首長は、議会にご審議いただいて、同意いただいてもものを決定すると、これがもう基本の法律ですから。法令を上回る条例なんていうのは、これは無理です。だから、条例でそれは縛れません。これはもうわかり切ったことです。

花谷委員もわかってるんなら、意思決定ができないことをしっかり認めてもらいたいと思います。

それともう一つ、先ほどちょっと話がありましたけど、基礎自治体の規模ですけどね、これは、僕は大阪府の知事なんで、基礎自治体としては、やっぱりニアイズベターというのは、より小さな自治体のほうが首長とは近いですよ。この間、町村長との意見交換会というのをやりました。千早赤阪村の村長が、9、000人未満ですから、そこで村民の一人一人がどのような生活してるか、何に困っていて、何を求められているか、それはよくわかっているところだと。もう本当に詳しくお話をされてました。ただ、今、この少子高齢化の社会の中に行政サービスというのは、これは無料じゃないんです。みんな住まれている住民の皆さんがサービスに対しての負担を、コスト、負担をして成り立っているものですから、30万人、それはこれまでも、法定協もそうですけども、その前の推進協のときにも、いろんな数字の中で30万が非常に効率がいいんじゃないのと、こう言われてきましたけども、今回この法定協の議論を受ける中で、先ほどの財政シミュレーション、これも見合わせた中で、やはり5区案、この案が一番財政的、将来的にも財政的に楽になるというシミュレーション、粗いシミュレーションですが、出ましたので、それと周辺の自治体、見渡す中で、東大阪、50万規模で中核市並みの、そういうサービスを提供をされております。それは一人一人の住民に対して、住民からは、あれもこれも、いろんな、こ

れからもっともっと要望はあると思いますけど、そのサービスに対してのコスト、このバランスをとる、こういう感覚でとなれば、やはり45万人規模で、基礎自治体を形成していくのか、これからの少子化、高齢化社会の中では、よりベターだなと、こういう判断の中で、5区案というのが維新の会から、今出てるんじゃないかなと、こう思ってます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

柳本委員、僕と知事以外からというふうに言われましたので、規模のことは僕は言いませんけれども、ちょっと、最初30万と言ってたんでね、これは変わってるじゃないかということなんですけれども、これも、よく記者から、メディアと議論する中で、4年前から、前の統一地方選挙で大阪維新の会立ち上げて、初めて統一地方選挙やったときに、各メディアが、その時点で区割り案を出せ、財政調整制度出せと言ってたわけですよ。でも、そんなのいきなりできるものでなくて、徐々に、徐々にこうやって議論を積み重ねて、行政組織の力をかりながら、こうやって、どんどん今資料ができて、制度の中身が詰まってきたわけじゃないですか。もちろん、最初は30万というのは、これは行政学のいろんな本を見て、30万というものが一つ、非常に効率性がいいというようなことが、いろんなところに書いてるものを前提に、30万というものを目標に、そういうことを制度設計してこうということで、号令をかけた経緯はありましたけども、行政組織がいろいろ検討してもらって、財政シミュレーションもやり、いろんなことを検討したところ、落ちついたところが、今回、この5区案になったというところで、最初30万と書いていたところで、30万で確定というわけではなく、そこから制度の中身を詰めて、今、こういう形になったというところがあります。

もちろん、ニアイズベターということになれば、10万人以下とか、そういう自治体がニアイズベターになるのかもわかりませんが、それはさまざまな事情とか、そういうものを加味して、少なくとも、今の260万の大阪市役所体制よりも、住民のほうに近くなるということは確かだと思えます。

柳本委員、西成区選出ですから、一番、一つ関心いただいたかとは思いますが、これは、僕自身の、今までの仕事のやり方の問題の部分もあったから、あんまり大手を振って言うことではないんですけども、例えば、あそこの通学路の不法投棄のごみの問題、あれずっと、地元の方と、それから役所で、区役所で、ずっと協議をされてましたよね。決して、大阪市の環境局が仕事をサボっていたわけではなくて、行政は行政なりの、いろんなルールとか、制度のもとで、あれ、8時前には回収できなかったんですね。でも、本当に僕が、だからそういうのを全部住民の声を聞いて、そういうのを知れば、何か指示ができるんですけども、そこで、副市長以下、幹部を呼んで、いろんな議論をやった上で、最後、予算つけてでもいいから、早期回収やってくれということに決定をしたら、今はもう子供たちの通学前に全部回収してるはずですよ。

それから、地元から街路灯の照度が暗いというような要望がずっとあったみたいなんで

すけども、これも建設局は建設局なりの言い分で、大阪市全体での予算の枠組みで、ずっと交換やってたから、なかなかそこに手が回らなかったんですけども、そこへ予算つけるから、それやってくれという話をしたらですね、LED化、まずあそこを一気にやることになります。

何が言いたいかという、役所は役所で、制度とか、いろんなルールとか、予算の範囲で一生懸命仕事をして、最後はやっぱり首長の決定というのは、重要だと思うんですよ。そのときに、西成区の通学路の隅々のところとか、照明灯の照度の問題、これは柳本委員はよくご存じだと思うんですけど、僕はやっぱりそこまで把握し切れていないところがある。これは、僕自身の怠慢かもわからないけれども、やっぱり260万、この大規模の、大都市で、北は淀川区を越えた、東淀川区から、南は平野区の路地裏の隅々まで首長が把握しろというのは、これは難しいと思いますね。箕面市長が本を出されていましたが、やっぱり基礎自治体の長は、信号機の色が変わる、その秒数まで把握するのが基礎自治体の長だと言っていました。それで子どもの安全とか、そういうところを変えていくというようなことも言っていましたね、ちょっとそれは大げさなことかもわかりませんが、ただ、今の260万の、この大都市大阪に、基礎自治体の長として1人の存在は、やっぱり少な過ぎるというふうに思います。

(浅田会長)

柳本委員にお尋ねします。

先ほど、維新側で回答を求められましたけども、それと関連の何かご発言ありますか。

(柳本委員)

ぜひ。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

大橋でございます。柳本委員から、ぜひともということでございましたので、私が府議団、市議団あわせて、代表して、お答えさせていただくということでお聞きいただければというふうに思います。

今、橋下市長、松井知事からもお話がございましたけども、我々、もともと求めていたのが適正規模は何ぞやというところですよ。昨年、大阪府議会では、条例設置の協議会を設置させていただいておりました。そのときに、先ほど、橋下市長からもおっしゃられましたように、講学的なもの、あるいは全国的なもの、そしてまた、海外等の都市のもの、いろいろ比較検討した中で、例えば専門性の高い職員が、どれぐらいであったらおけるのかというほうもあわせながら、一定規模のものはどの規模がいいのだろうかというときに求められたのが、大体30とか、35というのでスタートしたという経緯はございます。

そして、今回、法が通りまして、大都市局という局が設置いただきまして、大阪市・大

阪府合同での実地、実態に即した資料収集、あるいは分析結果があり、この今回の四つのパッケージ案としてまとめられてきた中で、優位性を議論をさせていただいておりましたところ、やはり皆さん方のご意見の一番集約のできている50万人程度の規模のパッケージ案が非常に優位性が高いのではないかとこのところへ至っているということです。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

若干、大橋委員に補足してですけれども、我々当初から言っておりますのは、中核市並みの権限というところはおかねてから一貫して主張してきたわけでございます。

今回、その中核市並みの権限を議論する中で、パッケージプランも出てきて、それからプラスアルファということで、保健所、児童相談所、それぞれの特別区に設置するだとか、一時保護所ですね、それから人事権の、小学校の人事権なんかも含めてですけれども、そういった中で、中核市並みの権限と財源を有するようなものということは、これは一貫して変わってないわけでございます。

30から50万というふうには増えているところは、確かにご指摘のとおりかなというふうに思うんですけれども、中核市並み権限を維持しながら、現実に今の大阪市の財政も含めて考えたところで、現実性が高い、優位性が高いのは、これはやっぱり5区案だろうというところでございます。ですので、新たな特別区については、中核市並みの権限ということですね、そこをメインに置けば、これは全然主張も変わっていないということの補足をさせていただきたいというふうに思います。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

よくわかりました。いずれにしてもね、財政とか、効率性とかを観点として、7区よりも5区案のほうが優れているとされたわけですね。先ほど、市長も奇しくもおっしゃいましたけれども、信号機の変わるころまでわかるとか、そういう話になると、やっぱりちょっと、30万超えてくると、一定規模必要というのはわかりますけれども、50万とか、もしくは60万規模もありますし、将来増える可能性も含めたら、ちょっと今までおっしゃったことと明らかに違うと思うんですが、絞り込んだ理由が財政であり、効率性であるということはおわかりましたので、であれば分割する必要、ますますないんじゃないかなというふうに私どもは理解をさせていただきました。ありがとうございます。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

先ほど、柳本委員からご質問いただいておりますのに、1点ちょっとお答え漏れましたので、人口減少ということでの捉まえ方をしているのかというお話があったんですが、実はそれも中で議論がありまして、我々大阪維新の会というのは、大阪の成長を牽引するための地域の再生を求めているのに、人口が減少するというシミュレーションは、ちょっといかなものかという、我々の仲間からもご指摘がありました。

実際に、大阪の成長を求めていくために、人口増、そして人・物・情報、全てを呼び込むと言うてわけですから、それはもちろん目指すところではあるんですが、今の現状分析としての中の一定のタイムテーブルの中での話だというふうに受けとめていただければと思います。

何も人口減少を目指してはおりません。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

柳本委員、財政と効率性という観点の、その効率性の中には当然住民の皆さんに対する対応性といいますか、要は30万規模の人口を擁すれば、役所組織における部署と、50万ぐらいの人口を擁する役所の部署とは、それもいろいろ考えたら、やっぱり専門的な職員の設置が可能かどうかとか、職員の人数とか、そういうところも考えての、この5区案、7区案での一つ、判断というものも入ってきてますから、単純な財政的なものとか、効率性ということだけではなくて、役所の組織というものは、それは住民に対する対応性というんですかね、対応できるかどうかというところも判断要素になってきますので。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ちょっと、もう聞きませんが、1点だけ具体例を挙げさせていただきます。直近で、橋下市長は成人式、各区回られたときに、もう首長みたいなものは、四つぐらいが限界なんですというふうにおっしゃっていたというふうに思います。新たな特別区ができたときに、どんな成人式が行われるかわかりませんが、もし一つの特別区で一つの場所で行うとなると、入る会場が恐らくなかなかないかと思えます。逆に言うと、各行政区で同じように、今と同じような形で成人式をやるとなったら、5区案だと4から6の行政区が一つになりますので、首長さんが全ての成人式に行けなくなります。そういう状態だというふうに理解をさせていただきます。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

非常にわかりやすい例だったんですけど、ただ、今の状況だったら、もう24区、1年で回れませんからね。じゃあ、50万で、これ東大阪市がどうなのかというところなんですけど、会場を割るにしても、二つ会場とか、一つの会場、でもほとんど大阪府内の基礎自治体の衛星市のほうは、人口規模が10万人だったらもう一つの会場なんでしょうけれども、それでも東大阪市も一つなんじゃないんですか、ちょっと、確かなことは言えないんですけど。

ただ、今の状態で、それはやっぱり成人式に四区しか回れない、時間をもうちょっと差をつければいいんですけどもね、でも、それは柳本委員の話はすごいわかりやすかったですけど、今までの大阪市長、成人式全部回らずに、ここの鐘のところで終わってましたから、それはやっぱり基礎自治体の長としては違うと思いますね。できる限り回るようには頑張りますけども。

(浅田会長)
今井委員。

(今井委員)

今、基礎自治体の規模について、私も地元は貝塚で広さがまず45平方キロメートルなんです。今度の5区案というのは、合区をしたとしても、大体40平方キロメートルやから、非常に面積的には小さい面積の中で、40万規模ということを見ると、サービスの点から見てもそうやし、同時に効率性から見ても非常に妥当なんではないかなと。例えば、私どもやったら、45平方キロメートルいうたら、非常に広い中での9万人人口でやってる、効率性が非常によくないという面もあるわけです。だから、広さから見ても、あるいは人口規模から見ても、非常にある意味では適切ではないかなという判断は自分は実感として感じるわけですけどね。

それと、柳本さんに、ある意味で、ちょっとわからへんのやけど、逆に基礎自治体の長とは何ぞやということを感じたことないから、逆にわからへんの違うんかな。そうやと思うんやけど。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

先ほどの会長のご発言に対して申し上げたいと思います。

私がさっき言いましたのは、協定書を作るべきではないということではなくて、現在の、

このパッケージ案のままでは、協定書を作ることは困難、できない、このことを主張した
だけでございますので、法令遵守義務違反にはならないと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

(浅田会長)

正確にご発言をお願いいたします。

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、意思決定の話、議会の話なんですけどね、例えば、府議会で大阪市内選出の
府議、花谷委員もそうですけども、じゃあ、うめきたの問題とか考えたときに、これ、僕
は広域行政の仕事だとは思いますが、大阪市民の声も反映させながら、大阪全体
で考えるということであれば、いわゆる府議会、僕で言うところの都議会でね、物事を決
めていくということのほうが、うめきたのように、これ、うめきたは今度はなにわ筋線
の話を僕持ち出していますけどもね、関空とのアクセスというものをやるわけですよ。そうす
ると、泉州の議員の皆さんに、非常にまたこれ関係してくるわけですね。今、大阪市議会
だけで、もしうめきたの話をしようとするれば、もう大阪市民だけの話で終わりますよね。
僕が知事るときに、うめきたの話、ほとんど触れなかった、もうこれは大阪市内の、大阪
市役所の問題だということで、府議会の議論なかったと思います。一つ、ああいう広域、
大阪全体にかかわる問題については、やっぱり大阪府全体から選出されてる府議会という
議会ですっかり議論してもらいながらね、そこに花谷委員の考え方でいくと、府議会と市
議会で、これ二重に審議するということになると思うんですよ。僕はそれはやっぱり違う
と思うんですね。

もう一つは、大阪市長という仕事をずっとやってきて、もうこれは感じるの、知事の
仕事と同じようなことも、物すごい量あるんですよ。だから、これはもう全部松井知事に
やってよということを実は言いたいんです、実際にやってもらってますけども、だから
職員のほうにも、もうこれは知事の話で進めていってということを書いてますけどもね、
大阪市長という仕事が、本当に、区政運営のところにも力出してないということは、いろい
ろ議会からもご意見いただけてますけれども、本来だったら、区政運営、その住民の皆さ
んの中に入って、細かな話を聞いて、物事を決めていくということをやらなきゃいけない
ところをですね、ほとんど、半分以上、半分以上というか、もう8割か、それぐらいは知
事と同じような仕事をやっているんですよ。だから、ここはちゃんと整理をして、今、大
阪市内の中の知事の仕事も僕がやってるような状態ですから、もう大阪市内とか、大阪
市域外関係なく、知事がやるべき仕事は知事にやってもらおうと、この整理というのは必要だ
と思いますよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

うめきたの例を出していただいたんで、我々の制度、広域戦略協議会に例えれば、府議会の意見をその場で申し上げて、大阪市さんと調整をして、いいものが仕上がると思いますが。大阪市議員さんと市長さんは、大阪市民の立場で自分たちの理想をおっしゃって、我々は、府議員や知事は大阪府全体のことを考えて、このことを取り入れてよとお願いして、そこで仕上がったものは、すぐに議会で通りますよ。

だからね、今のやり方ではね、知事と市長だけが補助機関を使ってこのプランを作らなくて、それから、それぞれの議会に説明をする、説明が不十分だと怒っておられる議員もいらっしゃるでしょう。でも、そうではなくて、我々が言ってるのは、プランを作るところに議員が入っている、その議員はそれぞれの会派に戻って、みんなに意見を聞いてくるんです。地元の方の意見を聞いてくる、そしてプランを作る。プランを作るまでの時間がかかるかもわからないけれども、プランができてから実行するまでは、スムーズですよ。だから、プランの発案から仕上がるまでのスパンを考えていただいたら、我々のほうが早いですよと言ってるんです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それはできることを前提にしてるんですね。だから、要は合意ができること前提なんです。例えば、うめきた、僕が選挙で通る前は、大阪市の方針は、あそこにサッカー場つくるって話だったんですね。それで、府議会もそれに乗るんですかね。多分、そういう話は、なかったと思います。だから、方向性は全然違う話が出たときに、じゃあ、サッカー場つくといいときに、府議会のほうでそれは認められない、市のほうではサッカー場をつくと、じゃあ、誰が決めるんですかね。だから、合意ができるものはね、これは花谷委員が言われるように、協議とか、そういうことでできます。それはもうおっしゃるとおりです。行政というのは、しっかり協議をやって、イルミネーションイベントにしても、何にしても、合意ができたものについては進んでいきます。でも、そういう方針で今まで合意ができなかったものというのは、多々あるんで、そういうようなことはもうやめようというのが、今回の都構想ですから、できる話だけじゃなくてね、今までできなかったことをやっぱり言ってもらいたいんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長ね、だから、その例を出さるから、我々は都区協議会の例を出さざるを得ないんですよ。都区協議会は、区長が出てきて決めるんでしょう。区議会にまたそれを決めてもらわないといけないでしょう。今、おっしゃってることを、時間かかって、決まらないで

すよと。でも、都区協議会一緒じゃないですか。だから、決まらなかったことを裁定する
手続があるんですかと聞いてきたわけですよ、事務局に。ないんですよ。だから、きちん
とね、我々の言ってる協議会と、都区協議会は同じ性格を持って、同じ課題を持って、時
間がかかっても、決まったときには、スムーズじゃないですか。ただ、そのときに二つの
構成組織と八つやったら、二つが早いに決まってるじゃないですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

じゃあ、都区協議会で具体的にぶつかる事案出してみてくださいよ。

だから、それは仕事の役割分担が違うのと、区同士でぶつかることってないですよ、基
本的には。エリアの問題でね。エリアがそれぞれ異なるんで。それがぶつかるような問題
だったら、それは基礎自治体同士が今、大阪府内の43市町村、みんな協議会開いて、み
んなそれを解決してるじゃないですか。だから、同じ仕事がぶつかることが問題なんです
よ、広域行政として。だから、都区協議会でぶつかる事例というものを挙げてみてくださ
い。それはちょっと、うめきたの問題とね、性質が違うなということがすぐわかると思い
ますよ。広域行政と基礎自治体で、そこでぶつかり合う問題と、広域行政の仕事同士でぶ
つかる問題というのは、これは全然違いますよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

都区協議会で決めることは何ですかと、我々が聞いてるんですよ。でも、一つ、聞いた
のは、広域行政がそれぞれの特別区に対して財政支援をする、そのお金がなかったとき、
どうするのとかね、お金の分捕り合戦は皆平等じゃないですか、同じ立場ですよ。もしく
は、借金返済の財源を特別区が出していくわけでしょう。その財源が出なかったとき、ど
うするんですか。A区は出す、B区は出さない、返済財源が足らへんときね、大げんか
ですよ。だから、同じ権限、同じ責任のことを決めるのが都区協議会じゃないですか。今
の大阪府対他の市町村というのは、大阪府が力を持ってるんですよ。決める決定権が大阪府
にあって、市町村はそれに頼ってるんです。従わざるを得ないんです。お金も出してもら
ってるんですよ。だから、それと比較するというのは、間違ってますよ。都区協議会と我々
の広域戦略協議会、同じ課題ですよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

財源の配分についてはね、花谷委員、今でもね、これは47都道府県で交付税をもらっていない自治体は東京都だけです。全国知事会へ行きますと、みんなそれぞれの知事は、我が県に、我が府に、これだけのものをくれ、こういう税源、この部分については、県にくれ、府にくれ、そういう議論があります。それを今、国が権限持ってます。その中で、国が各県といろんな話をしながら、満足はしていません、僕は。大阪府に来ている、今回も法人住民税を、その財源を国に取り上げられてしまいます。満足はしていませんが、そこは協議の中で、ある一定のところで落としどころを見つけて、みんな大人の対応をして、今47都道府県なってるんです。そういう形が都区協議会の話と、広域行政で一本化して……。

(花谷委員)

違うがな。

(松井委員)

全くそうです。だから、各区の区長が自分とこの区のためにそれぞれお金の話をするのと、全く同じような中で、そこでもの決まってるんですよ、今でも。それで、花谷委員が、いつも、今も言ってきましたけど、うめきたの話なんて、まさに今まで、府議会の中では、うめきたの質問をした時点でも、これはもう、大阪市の権限によるものですからということで、明確に府議会の中で答えなんていただけなかった。そういうのは、おかしいでしょうと。大阪府域全体の話なんですから。

だから、そういう形の中で、都区協議会の話と意思決定の話を、何でもかんでもごちゃごちゃに、まぜくりこね返したらだめですよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

知事ね、本当に恥ずかしいんで、ちょっと丁寧に言っていたかんとね、都道府県が交付税の配分を決める権限があるんですか。今は、橋下市長と私が言ってるのは、決定権者同士が話をしてる話をしてるんですよ。今の交付税は、国が決定権者ですよ、各都道府県は意見を言ってるだけです。各都道府県に交付税を分配する権限なんてないんですから。分捕り合戦する権限がないんですから。国が権限を持ってるからスムーズにいったるんですよ。

今言ってるのは、市長がおっしゃってるのは、同じ権限を持っている者同士が言い争ったりしたときは、どうするんですかと、私にお尋ねになってるから、都区協議会の例を出して、同じじゃないかと言ってるんですよ。全然違う話をしてね、時間の無駄ですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですからね、それはやっぱり別組織だったら、それは協議をやって、なかなか話進まないことあります。でも、都区協議会でのぶつかり合いというのは、広域行政という仕事と、そこに関与する基礎自治体という立場でのぶつかり合いと、その花谷委員が言われた大阪広域協議会ですか、これはまさに広域というね、同じ仕事の中でぶつかるというようなことでね、それはぶつかり合うのは、それはぶつかり合うでしょう。でも、そうであれば、広域の部分についてはね、同じ仕事のところではぶつからずに、そこは意思決定一本化して、当然、これは広域と基礎自治体というところでのぶつかり合いというのは、当然あると思います。これは、花谷委員が言うように、ちょっと、都と区の場合と、都と、それから他の自治体との関係は若干違うのかもわからないけれども、どちらにより近いかといえ、今の大阪府と、他の政令市以外の、特に中核市並みの権限というふうに言っているわけですから、大阪府と東大阪市や豊中市、今度は枚方市ですか、そういうところの関係を見てもらいたいです。そうしたら、そのぶつかり合い方がね、大阪府と豊中市と枚方市と東大阪市、広域行政でぶつかってるかといったら、ぶつかってないですよ。そんな不毛な争いしてないじゃないですか。そこはある意味、協調関係にいて、広域行政がある。例えば、花園のラグビーのワールドカップの問題一つとっても、あれ本来だったら、大阪全体で考えたらいいと思うんですよ。そしたら、府議会のほうで、やっぱりラグビーの聖地は花園だよと、東大阪、これ東大阪は大阪なんだからいいじゃないの、でもやっぱりここに大阪市という存在があるとね、どうしても長居競技場を抱えていますから、ここでやろうという話になって、これまたどっちにするんですかと、これ協議で、どうするんですかという話ですよ。こういうぶつかり合いは、やめましょうと。ただ、大阪府と豊中市、枚方市、それから東大阪市、ぶつかるころはありますけども、それはまさに補助金とか、いろんなことでぶつかるけれども、それは広域行政と基礎自治体としてのぶつかり合いなんで、ちょっと性質は違うと思うんですね。

(浅田会長)

発言者が極端に限られてしまってますので、ほかの会派の方々におかれましても、別の課題につきまして、協議課題として上げていただいて、協議していただければありがたいんですが。

花谷委員。

(花谷委員)

何度聞いてもね、これはもう少し具体例を出していただいて、都区協議会のね、僕が聞いてきた中では、同じ権限の中で分捕り合戦、さらには広域自治体も、ほぼ同じ中身のことを分捕り合戦するような都区協議会になっているので、同じ課題ですよ。だから、これは整理してください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

じゃあ、そしたら、またこの、ちょっと性質が違う話なので、こういうぶつかり合いと花谷委員が考えてるぶつかり合い違うとは思いますが、その連携というところをね、連携すれば解決できるということをおっしゃられるんで、例えば、じゃあ、差等補助、何とかしてくださいと、大阪市の場合には、これずっと言ってるわけですよ。大阪市内だけ差別するな、大阪府で僕の知事時代のときにも、もうこれは、いろんな理由で、大阪市内のところには一定の補助金は出しませんよと話をしています。これ、じゃあ、連携で解決できますかね。ずっと、長年解決できませんでした。

それからもう一つ、特別支援学校の、都道府県が設置義務あるわけですよ、昭和54年に法改正があって、まずは大阪府が大阪府の財布で支援学校をつくっていかなくちゃいけない。でも、大阪市のほうは先行してつくった経緯がある、でも、その後法改正になる時には、これは市議会の皆さんが一番詳しいと思うんですが、府にずっと要望を出していた。府のほうも補助金の要綱をつくって、支援学校については、補助金を一定出していたのに、平成何年かにもう補助金ストップになっちゃったんですよ。特に視覚支援学校については、大阪の中央線の上下に分けて、大阪の中央線の上の部分は、大阪市の視覚支援学校で、大阪府民の子供を全部受け入れることになってるんですね。これ、ずっと解決してないわけです。連携、連携でね、ちょっと話が、僕が問題設定している広域行政とはちょっと違うかもわかりませんが、連携でできるというんだったら、こういう問題ね、全部本来だったら解決できるはずなんです。でも、それぞれに考え方が違う、考え方が違う中で、誰かが決定権者がいない中では、この特別支援学校の問題から、差等補助の問題から、長年ずっと解決しなかった問題がある。これを広域行政の分野でも同じ問題がたくさんあるので、これを今後、今後ですよ、今までの問題は僕らで解決するにしても、今後誰が知事・市長になろうとも、このような不毛な対立というものを止めようと思えばね、知事・市長を1人にする、広域行政については、知事一本化するだけではなく、組織自体もね、補助組織も一本化しましょうということです。だから、連携でできるんだったら、全部解決してるはずですよ、多分。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

支援学校とか、差等補助、これは大阪府が大阪府に甘えてた現状だと思いますね。そうじゃない、逆の部分もあると聞いてます。市長、よくご存じやと思いますけども。

だから、今出された例だけを申し上げると、それは知事さんと相談してくださいよ。現状でもできるでしょう。

どうしてできないのかというのは、知事が予算を編成すればできる話じゃないですか。支援学校だって、今までは大阪市さんに甘えてたけども、やらないといけないんだと、府が。だから、一生懸命お金かき集めて、こうやるからと、知事提案があれば、我々は審議させていただきますよ。

だから、それを制度のせいにするというのは、市長、おかしいですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

じゃあ、解決していきましょうよ。じゃあ、そういう意味で、わかりました。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

お聞きしていて、例えば、今の差等補助の問題だとかというのは、これは統治機構の形のあり方だけとリンクさせて議論するということが、非常に不毛だなと思って、私はそう思って聞いてるんですけども、それで、先ほど、西成のごみ回収の話もありましたけれども、結局、今の形のままだって、そういう話に、本当にお心を痛められた市長がおられたことによって、解決したわけでしょう。だから、別にそれが必ずしも市長の判断ということにならなくても、本当に地域で起こっている細かいことも含めて、まさに知事・市長がおっしゃってる住民の声、ニアイズベターに伝えていくような中身ですよ。議会がきちんとそれに答える、そして議会がそれを吸い上げるための、例えば区政会議などの充実とかという、中身のところで吸い上げていけば済むことを、随分形とリンクをさせて議論されていることが、何か非常に不毛な議論だなという気がするんですけども。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

山中委員、一度、市長室で、ちょっと1カ月ぐらい、一緒に仕事やってもらえませんか。密室にならないようにしますんで。

なぜかといいますと、それね、山中委員ね、やっぱり市長の仕事を見てもらいたいです。それは、さっきの、わかりやすい成人式の話、これ木下副会長は、ちょっとどこかの会合で、市長はこんな式典に来てないから、ニアイズベターじゃないとかって、あれ木下副会長あれは反則ですよ。それはなぜかといえばね、大阪市内に選挙で選ばれたやっぱり長が1人なのか、そら5人いたらね、仕事の役割分担、そら楽ですよ。式典、その選挙で選ばれた長、5人で分担するとか、それから見回りも選挙で選ばれた長がそれぞれの地域

を5人で見回りをして、なぜ選挙で選ばれた長が必要かという、役所は役所なりのルールとか、制度でしっかり仕事をしている中で、最後、そういうところを飛び越えて、いろんな調整をして、これでいこうということを決める、その首長の役割というのを見てもらいたいです。だから、それを今のこの大阪市内の中で、大阪市長1人でやるのか、それとも選挙で選ばれた長を5人配置して、それぞれの地域を分担させるのか、それは後者のほうに決まっていますよ、これ。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

私、市長室に1カ月は、ちょっとご勘弁いただきたいと思いますけれども。市長ご自身が地域で見守りをしたりとか、どこが暗いとか、どこの通学路が危険だとかということ、全部市長がお一人でつかもうとしたら、そんなの10万人でも、5万人でも無理ですよ。やっぱり、地域から声も上げていただく、そしてその声を受けとめる区役所もあれば、議会もあって、それをもし、議会がこういう方向にしようと思えば、それを実行していく執行部がいるというね、そのトップが市長であって、それこそ、いつも市長がおっしゃるように、大きな方向性ですよ、その誰のために政治をするのかという、市政をするのかということさえ市長が忘れずに、市民のために仕事をしてくれという方向さえ指し示していればね、ちゃんと組織がそういう方向で動いていくと、私は、それは中身の問題になりますけれども、だから、市長が全部地域の隅々まで把握しないとイケないなんていうことを言い出すと、もう本当に、5区に割る、7区に割るところの話ではなくなると思いますし、私は個人的には、成人式に首長が参加するということがそんなに大事なのかなというふうには逆に、真の式の主人公は新成人ですのでね、首長が行くことがそんなに大事なかなという思いは、逆に一方でありますけれども。

以上です。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

さっきの差等補助、それから支援学校、いろいろやればいいじゃないかという話がありました。僕、それ、やればいいじゃないかという、花谷委員とか、山中委員とか、みんな聞いて、僕はこの市長がやりたいことに対して、議案を出しません。予算もつけません。そのとき、どうやってやるんですか、これ教えてください。やれる言うんだったら、答えてよ。

どうやってやるんですか。これをやるときに、やる方法が、それを掲げた人、もう一度選挙で、二人セットの意思の人を選ぶしかないんです。それが選ばれなかったら、これずっとできません。だから、答えてよ。花谷委員、答えてよ。

出しません、予算もつけません。やる言うたけど、どうやってやるの。よう答えへんの、これが二重行政、二元行政の一番おかしいところなんです。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
やるとは言うてないですよ。私は、やるだとか、できる……。

(松井委員)
どうやってできるんです。僕は出しません、議案を。

(花谷委員)
市長が知事と相談をして、知事がお金をかき集めて、予算を組んで提案をすればできるじゃないですかと言ってるんです。

(松井委員)
だから、執行部の長である僕が……。

(花谷委員)
何も我々はすべきである、したいとかするとは言うてない、市長がおっしゃるから、制度が悪いからできないというのはおかしいですよと指摘しただけです。

(浅田会長)
松井委員。

(松井委員)
どうやってできるんです。出しもしないものを、どうやって審議して、議会で決めるんですか。

だから、僕は出しませんと、そのときに、住民サービス、この差等補助、そして支援学校、義務がある大阪府がやる、これ誰がどう決めるんですか。だから、答えてよ、できる言うんやったら。

(花谷委員)
だから、何もできるとは言うてないです。市長が差等補助と支援学校のことを例を出して、今制度の話をしてるわけです。だから、それをおっしゃるんやったら、知事におっしゃって、知事とご相談して、知事が提案しはったらいいじゃないですかと言ってるわけです。何も、制度が悪いから……。

(松井委員)

だから、提案しないから、どうやってやるんですか。

(花谷委員)

制度の話をしてるんです。制度が悪いからできないんじゃないでしょうかと言ってるだけです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

だから、最後は、その連携協議というのも、それも重要です。それはわかります。でも、今、知事が言ったように、連携協議というものは、まとまるものはそれで進むんですよ。でも、それがまとまらないものをどうするのかということで、今まで、それで大阪府・大阪市でまとまらなかったことがたくさんあったんでね。

例えば、カジノの、あれもまだ府議会の審議はないので、確定的な話じゃないと思うんですが、カジノを建設する、統合型リゾートの問題にしても、あれは基礎自治体の仕事かといったら、違うと思いますよ。大阪全体に観光客を呼び込んでね、大阪全体が潤う話、もっと言えば、関西府県が観光客誘致に、一つのI Rを使って外国人観光客を増やすという話だと思うんです。そのときに、かつて、僕と平松市長のときにですよ、大阪市のほうは、役所として、それはやらないと。大阪市内には設けない、作らないという話をおっしゃるわけです。そしたら、これ、連携協議がもう全然動かないんですね。カジノ併設型の統合型リゾートがいいかどうかは、これは別です。それは、だから最後、選挙で問うことになると思うんですけども、でも、観光の施策として必要ですねと大阪、僕が知事的时候には必要だと言った。でも、大阪市長はそれは要らないと言った。これ、連携協議でどうやって解決するかなんですよ。

だから、こうやって仕事がぶつかる、このときには、連携協議ではなくて、やっぱり決定であってね、このカジノ、I R、統合型リゾートは、どちらが決めるんですかという、この仕事の役割分担を考えたら、これは大阪市じゃないでしょう。やっぱり関空の問題とか、関西府県のことを考えて、大阪府のほう判断をする、やる・やらない含めて。そういう話なんですよ。

だから、それを連携協議でできるというのは、お互いにやると決まって、今、協議会つくりました。I R準備室をつくりました。これは進めていきます、今でもできます。しかし、方針が全く異なった場合に、これは大阪のためにならないんじゃないですかということなんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

とにかくね、市長がおっしゃってるのは、ご自身の価値観で、I Rが必要だからということだね、そうじゃないというお考えの方もいらっしゃるわけなんですよ。そうでしょう。だから、連携協議というのは、まさしくそういうことで、意見が合えば前に進む、意見が合わなければお互いを説得する、世の中の当たり前の話じゃないですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それがね、大阪府と兵庫県だったら、それでいいですよ。エリアが別々だったら、そういうことでいいんです。だって、大阪市長は、大阪市民の代表でもあるし、大阪府知事も大阪市民の代表であるんですよ。そこは、意思が別々だったらおかしいじゃないですか。だから、最後やる、それを決めるかどうか、やるかどうかを決めるのは、大阪府に、全体で知事を選ぶときに決めたらいいじゃないですか。だから、それを大阪府知事と大阪市長が同じ大阪市というエリアを抱えながらね、それぞれの代表が、もう不毛に論争するというのはおかしいと思いますよ。それはしっかりと府議会で議論をして、最後はそれでも、どうしても知事のやろうとしていることとか、そこが進まないとか何とかとなれば、選挙で問うとかね、それは大阪、広域行政でやったらいいんじゃないですか。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

僕ら、二人ばかりやっててもあれなんですけどね、I Rを例に出すんやったらね、例えば特別区ができたときに、知事と特別区の間でI Rの意見が変わったらどうするんですか。同じじゃないですか。

I Rね、例えば湾岸のところの特別区が、いや、うちは要らないと、ここに来んといってくれという特別区長が言ったら、どうするんですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

だから、それは権限と、それで割り振ったらいいんですよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今のIRの話ですけど、これは、大阪全体を見て、大阪の経済にプラスだということで、今、ベイエリアという、一つの案として出してますけども、特別区長が、これはどうしてもこのエリアは嫌という話になれば、大阪エリアの中で、どこかの市町とも首長のご判断のもとで、大阪全体としてIRを引っ張ってくるという、その役割を僕が担って、基礎自治体の長として、じゃあ、そのかわりに、そういうことになるなら、このエリアはどういうメリットがあるのかというのを考えるのが基礎自治体の長であります。だから、決めることが知事と首長と基礎自治体の長で、それぞれ重複しなくて、ものを進めていけるということなんです。

(浅田会長)

山中委員、いいですか。

今、意思決定にかかわる組織形態のことについて、いろいろご議論いただいておりますけども、このほかの課題につきまして、ご協議いただきたい課題がありますれば、ご発言をいただきたいと思います。

清水委員。

(清水委員)

きょうの、うちの意見開陳でも申し上げたんですけども、これまで課題を指摘してきた中で、全く回答のない、今後の議論を進める上で、前提となる重要な事項について、担当部局からの報告がないものがあります。

一つは、一番大もとになっている、財政運営の実質公債費比率の算定方式についての総務省との協議の結果はどうなっているのか。これが成り立たないと、一番最初から破綻しているわけですから。

もう一つ、初期コストに係る国の支援にもかかわりますけれども、地方交付税の財政需要額の算定基準の見直しについての今の協議の内容について、担当部局から報告を求めたいと思います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

この2点については、協議会でも特に、清水委員についてはご指摘をいただきまして、今、精力的に国のほうと調整をさせていただいているところです。

きょう現在で、まだ結論が出ているということではございませんけれども、総務省も、我々も早期に詰めなければならないという認識では、一致をしておりますので、ちょっとまだ今日の段階で、いつご報告できるかということは、あれですけども、できるだけ速やかに調整結果をご報告できるようにさせてもらいたいと思います。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

全く、調整の結果はついていないということですが、今、四つの試案の総体的な比較検討というところに話がいったんですが、そもそも広域行政体と特別区との間での財政調整の大もとにかかわるところですから、ここは。その協議結果によって、今回のパッケージ案の前提となる、制度設計の骨格部分が変わるわけですから、ここをきちっと出していただかないと、財政運営の具体の詰めができないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(浅田会長)
その他。
橋下委員。

(橋下委員)

これまでの議論を踏まえまして、まだまだ不十分なところもあると認識はしております。特に、公明党の皆さんから協定書をつくるに当たって、建設的なご意見、多々いただいております、それにまだまだ応えられていない部分があるとは思いますが、きちんと、今回この法定協議会、これまでの法定協議会通じて、ご指摘いただいた点に、これからきちっと応えていくつもりなんですけれども、やはりこれもマンパワーの問題とか、いろんなことを考えて、割けるエネルギーのことも考えれば、1案にまず、議論の対象として、1案に絞らせてもらって、そして引き続き、何もそれで確定ということではなくて、すぐこれを協定書に載せる案ということではなく、この法定協議会でご指摘をいただいたいろんな点について、全力で応えるべく、大都市局挙げて応えていきたいと思ひますので、ちょっとその議論の進め方として、1案に絞らせてもらって、対象を絞らせてもらう、その中でも、この4案で、いろいろ反対の方とか、他の意見をいただいた中で、まずは、5区、そして北区・中央区の分離案というものに、ちょっと集中して力を注いでいきたいと思ひますので、これで確定というわけではないんですけれども、このまましっかりと議論をさらに深掘りしていくという、そういう目的のために、今4案のものについて、3案をちょっとまず除いて、5区、分離案に議論の対象を絞っていただけたらと思ひています。

もちろん、引き続き、それに関して、まだまだ足りない部分、それから、議会とか役所の体制とか、区内の施設の統廃合、整理の問題とか、まだまだ詰めていかなければいけない問題がありますので、ただこれを四つの案について、全部それを提示するという、そういう、これはあくまでも議論の進め方の話でありまして、同時並行で四つ進めていくということではなくて、まずは、我々が一番有力案であると考えている5区、分離案を議論の対象として絞ってもらって、そこに全力を尽くさせてもらいたいと思ひています。

(浅田会長)

今、議論の進め方として、1案に絞るといふご提案が橋下委員のほうからありました。これは、協議会の運営にかかわることですので、この後、代表者会議でご議論させていただきたいと思っておりますけれども、その他のところで、協議項目としてご提案されたい項目がございませんでしょうか。

中村委員。

(中村委員)

今、橋下委員から、ぜひ一つに絞って、重点的に議論をしてほしいと。決してこれで決めるという意味じゃないんですけども、こういう発言だったんですけどもね、ちょっと、念のために確認をしたいのは、重点的にこの第3案を議論する。しかし、他の3案についても、まだまだ議論はしていくと、こういうことでしょうか。

やはり並行して、四つとも、重点としてもですよ、やれば、労力も大変だしということ、一つに絞りたいと、こういうことなんです、並行して、いろいろな案も、これからもやっていくと、こういう意味を含んでるのでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

同じようなエネルギーを割いて4案について、いろんな検討をするということではないです。ただ、まずは、一番合理性があるというふうに考えている、この5区、分離案ですね、残りの課題とか、まだやらなければいけないことについて、しっかり詰めて、皆さんにご理解得られるように、中身を詰めていきたいと思っています。ただ、それはまだまだ議論深掘りしていかなければなりません。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

そうすると、一定、絞り込みをしたいという気持ちはあるけれども、あくまでも重点的にやることであつてと、こういう理解なんですか。

だから、並行していろいろな案についても、発言を我々もしていきたいと、こう思っているんですが、それについては、どう思っておられるんですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

その5区、分離案の中身を詰めていくことに、ある意味関連しての発言ということであれば、僕はとめるとか、それはもう会長の判断になりますんでね。だから、ただ、5区、分離案というものに、きちっとこれはもう議論の対象を絞って、必要な議論をさせてもらいたいと思ってます。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

ということは、決して絞り込みじゃないんだけども、おっしゃったけれども、実質的にやっぱりそれは絞り込んでいくと、こういうことになると思うんですね。間違いないでしょうか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

一つの案で、さまざまなご意見をいただいて、その案を取り入れながら、この5区、分離案を、例えば、公明党さんから、そうは言いつつも、6区のほうがこの区はこういう人間関係もあるじゃないか、今までの長年のつながりがあって、そちらのほうが、やはり人と人とのつながりが、きずなが強固になり、プラス財政的にもプラスの面が出てくるんじゃないかという提案があれば、これはこの案が変わっていくのは当たり前のことですよ。確実に、今のままの割ってるという話ではありません。これを、もととして、掘り下げてもらいたいと、中身を。そういう意味で、一つに絞っていただきたいと、こう思ってます。

(浅田会長)

今の松井委員、橋下委員のご発言に対しまして、その他、何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、ほかに協議項目としてのご提案発言もないようでございますので、この提案の取り扱いにつきまして、法定協議会を暫時休憩し、ただいまより第6委員会室で代表者会議を開催させていただき、協議したいと思っておりますので、各会派代表者の方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

協議会につきましては、一旦休憩をさせていただき、15分後に再開させていただきたく思いますので、15分後には、代表者の方も含めて、委員の皆様方におかれましては、着席していただきますよう、よろしくお願い致します。

清水委員。

(清水委員)

今、知事・市長のほうから一つに、実際絞り込んでのこれからの議論を続けていきたいというご提案があったかと思いますが、その意図するところ、意味するところ、今後の議論の進み方等に、ちょっと一つ、これまでと違った局面ではないかなと思ってます。

だから、もう少し、きちっと、その趣旨、意図、今後の進め方等々で確認をさせていただきたいと思いますし、それについて、会派としても少し協議する時間をいただきたいと思います。

代表者会議で、すぐそこで取り扱いについて協議してほしいとおっしゃいますけれども、確かに、私たち、会派を代表して参加をさせていただいておりますが、こうした大きな局面の中では、会派としての意見の集約もさせていただきたいと思いますので、進め方については、できれば、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

(浅田会長)

ちょっとって、どれぐらいですか。

清水委員。

(清水委員)

例えば、15分の中に会派としての意見集約してくださいというのは、ちょっと、物理的に無理だと思いますが。できたら、次回の協議会ときには、きちっとした形ができるような形で、我々会派としては、府・市それぞれの議員のほうで共通理解をした上でお返ししていきたいと、このように思うんですけど。

(浅田会長)

そしたら、代表者会議は開かずに、もうこの場で次回、1月31日になりますが、そこで絞り込むことに関しての会派としてのご意向を聞かせていただけるということでしょうか。

ほかの会派の皆さんはいかがでしょう。

花谷委員。

(花谷委員)

公明党さんのご提案で結構です。

(浅田会長)

それでは、この場でお諮りさせていただきたいと思います。

長尾委員。

(長尾委員)

我々としては、現時点での絞り込みには反対ですけれども、今、そういうご提案であれば、次回持ち越しということで結構でございます。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)
結構です。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
ちょっと、確認なんですけれども、これは、次回の協議会に各会派のご意見をそこでいただけるということによろしいですか。

(浅田会長)
ご意見というのは、それでいいか、だめかということになると思いますが。
それでは、ここで改めてお諮りしておきます。先ほどの、市長提案、すなわち、これからの議論の発射台として、5区、分離案に絞り込んで、それを発射台として今後の議論を進めていく、そういう進め方に関しまして、4案を1案に絞り込むと、そういう進め方に関して、ご異議ないということで、よろしゅうございますか。

(中村委員)
今、会長がおっしゃったのは、次回ですね、次回というのは31日ですよ。それまでに議論は当然各会派でするんですけれども、今ある四つの中で、一つに絞り込むということで、ご賛同いただけたものといたしますが、それでよろしいですねと、こうおっしゃったんですよ。

(浅田会長)
言いました。

(中村委員)
おっしゃったでしょう。今の話ですよ。
だから、そういう話は今ここではしてなかったじゃないですか。

(浅田会長)
だから、市長提案に基づいてです。

(中村委員)
だから、どうするかを発表すると申し上げたけど……。

(浅田会長)

市長がご提案された、その提案をスタートラインとして、提案に基づいて議論をさらに進めていくということに対するご意見です。

(松井委員)

会長、もう一度、市長からちょっと。

(浅田会長)

今から、市長にもう一回提案させていただきます。

(木下副会長)

31日に各派の意向を聞いたらええわけでしょう。そういうことでしょう。

(浅田会長)

それでいいですかとお諮りしたかった。

(木下副会長)

言い方がおかしかった。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今回、4案につきましては、これは知事・市長案として、ここまでご議論をいただきました。今後、さらにこの案を深掘りをしていく、問題点を整理していく上で、4案同時並行では、非常に事務方のマンパワーというもの、これも大変なことになりますので、一つに、我々としては一つの案として、さらに踏み込んだご議論をいただくために、絞ってもらいたいと、こういうことでもあります。それを、次の31日に、それを了とするか、だめとするかを会派のご意見をいただきたいと思います、こういうことでもあります。

(浅田会長)

それで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

ご異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、きょう、この後、代表者会議を予定しておりましたけれども、その必要はなくなりまして、今回予定しておりました代表者会議は中止させていただき、法定協議会はこれで終了させていただきます。

ただ、次回、1月31日、金曜日、大阪府庁で次回の法定協議会を開催させていただきますので、お忘れなきよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。